令和7年9月2日 防災街づくり担当部 防災街づくり課

世田谷区耐震改修促進計画改定(素案)について

1 主 旨

令和3年4月に改定した「世田谷区耐震改修促進計画」の計画期間が、令和7年度末で終了する。令和6年度から実施している世田谷区耐震改修促進計画の改定作業において、昨年度取りまとめた「耐震改修促進計画の見直しの視点」をもとに、世田谷区耐震改修促進計画改定(素案)をとりまとめたので報告する。

2 これまでの経緯

令和6年9月 都市整備常任委員会報告(改定作業着手)

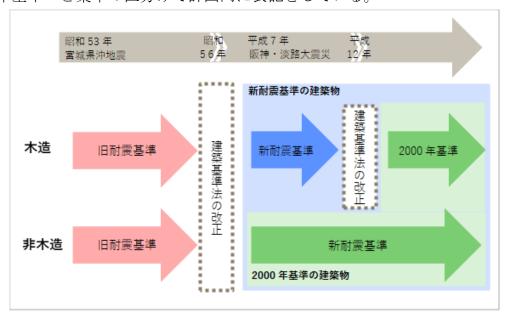
令和6年9月~11月 各アンケートの実施

令和7年2月 都市整備常任委員会報告(耐震改修促進計画の見直しの視点)

3 改正にあたってのポイント

(1) 耐震基準の表記について

昭和56年6月から平成12年5月の間に着工された木造住宅を計画の対象とすることから、以下のイメージのとおり、"旧耐震基準"、"新耐震基準"、"2000年基準"と築年の区分けで計画内に表記をしている。

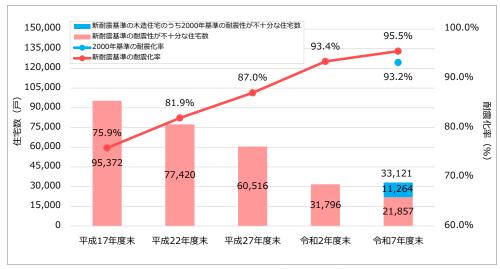


(2) 住宅の耐震化率について

これまでは、区内住戸数に対し、新耐震基準の耐震性を満たす建築物である住戸の割合を住宅の耐震化率としていた。今回の改定では、新たに 2000 年基準の耐震性を満たす建築物である住戸の割合を住宅の耐震化率の目標とする。

2000年基準の耐震化率

2000年基準の建築物 + 耐震診断で耐震性を満たす建築物 + 耐震改修を実施した建築物



住宅の耐震化率の推移

4 素案について

別紙1「世田谷区耐震改修促進計画(素案)概要版」及び別紙2「世田谷区耐震改修促進計画(素案)」 のとおり

5 耐震化支援制度の主な見直し内容

計画改定を踏まえ、令和8年度からの各支援制度における助成の見直しを図る。

- (1)近年の工事価格の上昇を踏まえて、耐震改修工事に対する助成額の上限を引き上 げる。
- (2) 所有者等の資金調達の支援策を拡充するため、国が導入したリバースモーゲージ への利子補給制度に対応した仕組みを設ける。
- (3)避難所生活が特に困難な方の在宅避難を推進するため、木造住宅改修の助成額加算の対象となる障害者等の対象を拡充する。
- (4) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を加速させるため、助成対象となる建築物の用途を限定せず助成対象とする。
- (5) 耐震改修等の難しいマンション等非木造住宅の除却費用の助成を新設する。

6 今後のスケジュール(予定)

令和7年9月 素案の公表、区民意見募集及びアンケート回答者への周知 令和8年2月 都市整備常任委員会(案の報告)

4月 「世田谷区耐震改修促進計画」改定

1 計画の概要

●目的と背景

世田谷区では、災害に強いまちの実現を目指し、平成19年7月に「世田谷区耐震改修 促進計画」(以下「本計画」という。)を策定し、おおむね5年おきに3度の改定を行い、 直近では令和3年度から令和7年度までを計画期間として建築物の耐震化に取り組んでき ました。

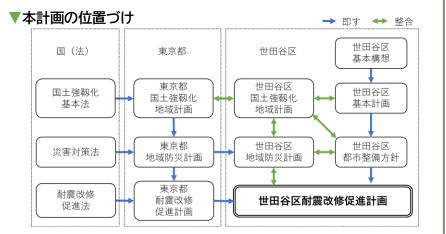
切迫する首都直下地震への備えを継続的に促進するため、これまでの取り組み実績及び成果を検証し、関連計画と整合を図り、世田谷区基本計画の分野別政策として掲げている「災害に強い街づくり」を推進するため、本計画の改定を行います。

●位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、策定するものです。

●計画期間

令和8年度から令和 12年度までとします。



2 耐震化の現状と目標

新たに、新耐震基準の木造住宅及び一般緊急輸送道路沿道建築物を計画の対象とします。

項目		現状	目標		
住宅	新耐震基準	区内の住宅総数は約49万戸あり、うち約47万戸、全体の95.5%が耐震性を満たすと見込まれます。(令和7年度末時点)	耐震性が不十分 な全ての住宅を 令和12年度末		
	2000年基準	約45万戸、全体の93.2%が耐震性を満た すと見込まれます。(令和7年度末時点)	までにおおむね 解消		
特定 建築物	体の97.19	令和6年度末時点で842棟あり、そのうち818棟、全体の97.1%が耐震性を満たすと見込まれます。(令和6年度末時点)			
緊急輸送 道 路	特定緊急輸 送道路沿道 建築物	特定緊急輸送道路指定時点で特定緊急輸送道路 に敷地が接し、高さの要件に該当する建築物は 区内に928棟ありました。耐震性を満たす建 築物は814棟、耐震化率は87.7%になっ ています。(令和7年4月時点)	令和12年度末までに総合到達率9 9%以上、かつ、区間到達率95%未満の解消		
沿道整物	一般緊急輸 送道路沿道 建築物	一般緊急輸送道路に敷地が接し、高さの要件に 該当する建築物は、区内に1,014棟あり、 耐震性を満たす建築物は894棟、耐震化率は 88.2%です。(令和7年4月時点)	令和12年度末までに耐震化率9 0%達成		
防災上重 要な区公 共建築物	令和5年度末ま いる防災上重要	施設の劣化状況等 に応じた適切な維 持管理を継続			

3 区の耐震化支援事業

●基本的な取組方針

区は、以下の取組方針に沿って、区内全域の建築物の耐震化を進め、災害に強く、復元力をもつまちの実現を図ります。

- 関係機関等と連携して、耐震化の必要性についての普及啓発を行います。
- 建築物の所有者に対して、耐震化のために必要な情報提供を行うとともに、耐震化を 進めるための環境整備や経済的、技術的支援を行います。
- 建築物の用途や構造種別等に応じた耐震化の取り組みへの支援を行います。

●建築物の耐震化支援

木造住宅 ……

①これまでの取組実績と課題

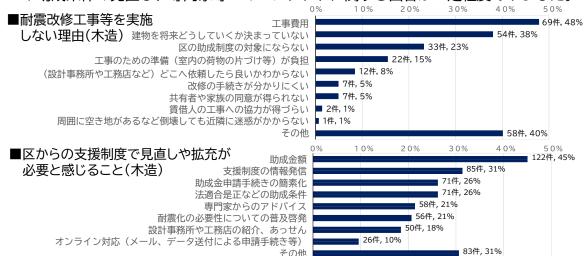
● 旧耐震基準の木造住宅に加え、 令和6年度からは新耐震基準 の木造住宅に対しても、無料 耐震診断等の支援や補強設計 及び耐震改修等の費用の一部 を助成する事業を実施してい ます。

▼耐震化支援事業の実績

(件)

		年度					
		R2	R3	R4	R5	R6	
IB	耐震診断	87	283	214	198	227	
耐	補強設計	0	1	0	0	0	
震	耐震改修 等	5	10	18	7	13	
基	除却	46	105	101	98	82	
準	訪問相談	33	60	87	74	76	
新	耐震診断	-	ı	ı	ı	134	
耐震	補強設計	-	ı	ı	ı	1	
基	耐震改修	-	_	_	_	4	
準	訪問相談	-	-	-	-	52	

- 令和3年度からは除却を前提とした簡易診断を実施し、手続きの簡略化を図ること で所有者が制度を活用しやすいよう取り組みを行っています。
- 障害者などは災害時に直ちに安全行動をとることが困難であることなどから、自宅 の耐震化を優先的に進めるため、令和7年度より助成金を加算しています。
- アンケート結果では、「耐震改修工事等を実施しない理由」として、「工事費用」や「建物を将来どうしていくか決まっていない」という回答が多くなっています。また、「区からの支援制度で見直しや拡充が必要と感じること」では、「助成金額」の回答が最も多く、他にも耐震化に係る情報発信や普及啓発、手続きの簡略化や助成条件の見直し、専門家等へのコンタクトに関する回答が一定程度ありました。



②今後の取組み

- 新耐震基準の木造住宅の所有者に対して、個別訪問や耐震化支援制度の案内をするなどの普及啓発を行います。
- 所有者が安心して耐震化を実施できるよう都と連携して耐震診断士及び改修事業者の 育成を行うとともに、ホームページ等を活用し区民への情報提供を行います。
- 年齢や経済的状況から、改修工事等を諦めてしまうケースが多い高齢者世帯の耐震化 を促進するため、耐震改修融資制度の活用及び周知を図ります。

①これまでの取組実績と課題

● 分譲マンションに対し耐震化を円滑 に進めるため、無料アドバイザー派 遣制度を実施しています。あわせて、 自己負担額軽減のため令和3年度か ら耐震改修工事の助成金を住戸数に 応じて加算しています。

▼耐震化支援事業の実績

	年度					
	R2	R3	R4	R5	R6	
耐震診断	1	5	7	5	10	
補強設計	1	3	1	7	0	
耐震改修	1	1	1	1	2	
アドバイザー派遣	3	5	7	11	14	

● 助成条件のひとつとして建築基準法等の不適合部分の是正が必要なため、費用の問題 など管理組合内で合意形成が図れず、耐震改修まで進まないなどの課題もあります。

②今後の取組み

- 分譲マンションに対しては、引き続きアドバイザー派遣を実施し、それぞれの実態に 応じた合意形成の支援を行います。
- 工事価格の上昇も考慮した助成金額の見直しを行います。
- 法不適合部分の是正が困難な建築物や老朽化が進んでいる建築物の耐震化を促進する ため、除却助成制度を新設します。

緊急輸送道路沿道建築物

■特定緊急輸送道路沿道建築物

①これまでの取組実績と課題

- 令和3年度より耐震化準備事業を開 始し、制度の拡充を行っています。

②今後の取組み

- 引き続き他の助成制度に比べ手 厚い支援を実施することで、特 定緊急輸送道路沿道建築物の耐 震化を促進します。
- 賃貸建築物等の所有者に向け、 占有者移転に係る追加費用に対 しての助成を引き続き実施する とともに、物価高を考慮した助 成金額の見直しを行います。

■一般緊急輸送道路沿道建築物

①これまでの取組実績と課題

● 耐震化に向けた課題の把握や促 進策の検討について都と連携し て取り組んでいきます。

②今後の取組み

● 一般緊急輸送道路沿道建築物の 所有者に対して、耐震化の重要 性を啓発するとともに、助成制 度の周知を行い耐震診断の実施

▼耐震化支援事業の実績

		年度						
	R2	R3	R4	R5	R6			
耐震診断	1	1	0	0	0			
補強設計	3	4	6	1	2			
耐震改修	0	4	6	3	4			

● 賃貸建築物等は、占有者の協力を得なければ耐震化を進めることができないため、令 和3年度より占有者移転費用に対する助成制度も開始しています。

● 依然として耐震性が不十分な建築物、耐震診断結果未報告の建築物があるため、所有 者に対し耐震化に取り組む機運を醸成する必要があります。

▼耐震化の状況

特定緊急輸送道路沿道の建築物 928 棟



▼耐震化の状況

一般緊急輸送道路沿道の建築物 1,014 棟



ブロック塀等

①これまでの取組実績と課題

● 令和2年度から、継続的な助成制 度として取り組んできました。

● 耐震化に必要な工事費用が高騰す る中で、助成金額が十分でない状 況となっています。

▼耐震化支援事業実績

(件)

	年度						
	R2	R3	R4	R5	R6		
件数	9	14	4	15	11		
延長(m)	201	166	47	220	164		

②今後の取組み

- 安全性が確認できないブロック塀等の除却促進の ための除却助成金額の見直しや、より効果的な助 成方法の検討を行うことで耐震化を促進します。
- 引き続き、安全点検等実施の呼びかけや、ブロッ ク塀の倒壊防止対策についての啓発を行うなど耐 震化を促進していきます。
- 電子での申請手続きを検討し、手続きの簡略化を 図ります。

■ブロック塀の被害の様子



出典:(一財)消防防災科学センター「災 害写真データベース」

●耐震化促進のための普及啓発

①耐震化の意識啓発

● 広報等を用いた情報発信

区のおしらせ「せたがや」、区のホームページへの掲載やSNSの活用など、様々 な広報媒体を活用した耐震化の重要性及び耐震化支援制度の案内等

● 技術者の育成と情報提供

耐震診断及び補強設計を適切に実施できるように、木造住宅耐震診断士に向けた講 習会等の実施

木造住宅耐震診断士が所属する建築士事務所等に関する情報の提供

● 耐震改修表示制度の活用

耐震改修を行った建築物への補強済シールの掲示 耐震改修工事中の建築物への耐震補強工事中横断幕の掲示

②建築物の所有者への耐震化の情報提供

● 相談体制の充実

経済的及び法的問題など様々な課題に対応できる相談制度の拡充など、区民が耐震 改修等を行いやすい環境の整備

● 法に基づいた公表等

耐震診断が義務付けられている建築物について、区の窓口及びホームページでの耐 震診断結果の公表

● 訪問等による積極的な働きかけ

耐震性が不十分な木造住宅の所有者に対し、耐震化支援制度の個別案内

③関係機関及び地域住民等との連携

● 関係団体及び事業者との連携

関係行政機関や民間事業者と連携したイベントでの支援制度の周知及びパンフレット 配布

● 地域住民との連携

町会や商店会と連携したイベントでの耐震化の意識醸成

● 庁内の連携

関係部署と連携した支援制度の案内及び耐震改修の働きかけ 新たな相談体制による支援体制の強化

世田谷区 耐震改修促進計画 (素案)

令和7年9月 世田谷区

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 目的と背景	1
(1) 計画の目的	1
(2) 改定の背景	1
2. 位置づけ	3
3. 計画期間	3
4. 対象建築物	4
5. 想定する地震の規模・被害の状況	5
第2章 耐震化の現状と目標	6
1. 耐震化の現状	6
(1) 住宅の耐震化の現状	6
(2) 特定建築物の耐震化の現状	8
(3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状	9
(4) 防災上重要な区公共建築物の耐震化の現状	13
2. 耐震化の目標	14
(1) 目標設定の考え方	14
(2) 住宅の耐震化の目標	15
(3)特定建築物の耐震化の目標	15
(4)特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標	15
(5) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標	15
(6) 防災上重要な区公共建築物の耐震化の目標	15
第3章 区の耐震化支援事業	16
1. 基本的な取組方針	16
(1) 基本的な考え方	16
(2) 耐震化の促進に向けた取組方針	16
2. 建築物の耐震化支援	17
(1) 木造住宅の耐震化支援	17
(2) 非木造建築物の耐震化支援(緊急輸送道路沿道建築物を除く)	19
(3)特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援	21
(4) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援	23
(5) ブロック塀等の耐震化支援	24
3. 耐震化促進のための普及啓発	26
(1) 耐震化への意識啓発	
(2) 建築物の所有者への耐震化の情報提供	27
(3)関係機関及び地域住民等との連携	28

4. 総1	合的な安全対策	29
(1)	家具転倒防止器具の取付支援	29
(2)	耐震シェルター等の設置支援	29
(3)	窓ガラス・天井等落下防止対策	30
(4)	エレベーター内の閉じ込め防止対策	30
(5)	建築物の耐震化に資する敷地の安全対策	30
(6)	感震ブレーカー等の普及啓発	31
(7)	保安上危険な建築物等への対策	31
資料編		32
資料1	用語の解説	32
資料2	特定既存耐震不適格建築物一覧表	37
資料3	耐震関係年表 〜戦後の大きな被害を出した地震〜	38
資料4	東京都における目標設定	40
資料5	東京都緊急輸送ネットワークにおける世田谷区内指定拠点一覧表	48
資料6	世田谷区地震防災マップ(揺れやすさマップ)	49
資料7	世田谷区地震防災マップ(地域の危険度マップ)	50
資料8	各まちづくりセンターの担当区域ごとの新耐震と旧耐震の棟数	51

■本計画において使用する主な用語

主な用語	概要
旧耐震基準:	昭和56年5月31日以前に着工して建てられた建築物
	の建築基準法の地震に対する構造の基準。阪神・淡路大震
	災では、この基準により建築された住宅の約64%が大き
	な被害を受けたと報告されている。
新耐震基準:	昭和56年6月1日以降に着工して建てられた建築物の
	建築基準法の地震に対する構造の基準。建築基準法では最
	低限遵守すべき基準として、大地震(震度6強程度)に対
	しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じな
	いことを目標にしている。
2000年基準:	本計画では、平成12年6月1日に導入された耐震基準の
	うち、木造建築物を対象にしたものをいう。木造建築物に
	関しては、壁の配置バランスや接合部の仕様を規定するな
	ど構造関係規定が明確化された。
新耐震基準の木	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着
造住宅:	工した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅。
耐震性を満たす:	耐震基準に適合する又は建築物の耐震改修の促進に関す
	る法律に基づく耐震診断の結果、地震に対して安全な構造
	であることが確かめられていること。
耐震化率:	対象建築物全数に占める耐震性を満たす建築物の割合。
	なお、住宅は、住宅・土地統計調査等の集計値を基に算定
	しているため戸数単位となる。

[※]その他の用語は、巻末の用語の解説(資料編 資料1)を参照

第1章 計画の概要

1. 目的と背景 —

(1) 計画の目的

世田谷区では、災害に強いまちの実現を目指し、平成19年7月に「世田谷区耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。その後、社会情勢の変化や国や都による耐震化推進施策の動向にあわせて、おおむね5年おきに3度の改定を行い、直近では令和3年度から令和7年度までを計画期間として建築物の耐震化に取り組んできました。

この間、平成28年4月に発生した熊本地震では、旧耐震基準の建築物だけでなく平成12年5月以前に建てられた新耐震基準の木造建築物の一部においても倒壊等の被害が見られ、平成30年6月の大阪府北部地震ではブロック塀の倒壊による被害が発生しました。令和6年1月には能登半島地震が発生し、多くの建物に被害が生じています。都内においては、首都直下地震が今後30年以内に約70%の確率で発生すると推定されており、大地震がいつ発生してもおかしくない状況です。

本計画は、首都直下地震をはじめとした地震による建築物の倒壊に伴う被害を防ぎ、区民の生命と財産を守り、災害に強く、復元力を持つまちを実現するために、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的とします。

(2) 改定の背景

国は令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」を一部改正し、「住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消すること」とする新たな目標を提示しました。

令和6年能登半島地震の木造の建築時期別被害状況を見ると、熊本地震とほぼ同様の傾向となっており、平成12年以前に建築された木造建築物の被害率の高さが示されています。また、その他建築物についても旧耐震基準の建築物で被害が見られ、改めて耐震化の必要性を認識させました。

都は令和5年3月に「東京都耐震改修促進計画」を改定し、令和4年5月に 東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を受け、 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を一層加速するための取り組みや新耐震基 準の木造住宅についての新たな目標や取り組みを示しました。

これらの国や都などの動向を捉え、これまでの取り組み実績及び成果を検証 し、関連計画と整合を図り、世田谷区基本計画の分野別政策として掲げている 「災害に強い街づくり」を推進するため、本計画の改定を行います。

第1章 計画の概要

■主な経緯

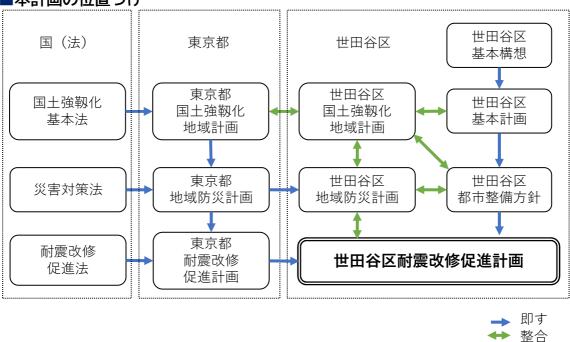
- ・平成 7年 1月:兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)
- ・平成 7年10月:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」制定
- ·平成16年10月:新潟県中越地震
- ・平成18年 1月:「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」制定
- ·平成19年 3月:「東京都耐震改修促進計画」策定
- ·平成19年 7月:「世田谷区耐震改修促進計画」策定
- ·平成23年 3月:東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)
- ・平成23年 3月:「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」 制定
- ·平成23年 9月:「世田谷区耐震改修促進計画」改定
- ・平成24年 3月:「東京都耐震改修促進計画」改定
- ・平成24年 4月:新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」公表
- ・平成25年 5月:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正
- ・平成25年 9月:「世田谷区基本構想」区議会議決
- ・平成25年10月:「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」改正
- ・平成25年12月:中央防災会議「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」 公表
- ・平成26年 3月:「世田谷区都市整備方針」改定
- ·平成26年 4月:「東京都耐震改修促進計画」変更
- ・平成26年 6月:「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」改正
- ・平成26年 7月:「東京都地域防災計画<震災編>」修正
- ・平成28年 3月:「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」改正
- ・平成28年 3月:「東京都耐震改修促進計画」改定
- ・平成28年 3月:「世田谷区耐震改修促進計画」改定
- ・平成28年 4月:熊本地震
- ·平成30年 6月:大阪府北部地震
- ・平成30年12月:「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」改正
- ・平成31年 1月:「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」改正
- ・平成31年 3月:「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」 改正
- ・令和 元年 7月:「東京都地域防災計画<震災編>」修正
- · 令和 2年 3月:「東京都耐震改修促進計画」一部改定
- · 令和 3年 3月:「東京都耐震改修促進計画」一部改定
- · 令和 3年 4月:「世田谷区耐震改修促進計画」改定
- ・令和 4年 5月:首都直下地震等による東京の被害想定の公表
- ・令和 5年 3月:「東京都耐震改修促進計画」改定
- · 令和 6年 1月: 能登半島地震
- ・令和 6年 3月:「世田谷区基本計画(令和6年度~令和13年度)」策定
- ・令和 7年 2月:「世田谷区地域防災計画」修正
- ・令和 7年 7月:「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」改正

2. 位置づけ -

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1項の規定により市町村の策定する計画として位置づけられており、同法第5条第1項の規定により都道府県の策定する「東京都耐震改修促進計画」を指針とし策定するものです。

また、世田谷区街づくり条例第10条に基づき、「世田谷区都市整備方針」に 定める街づくりに関する目標を実現するための分野別整備方針のひとつとして 定めるものです。

■本計画の位置づけ



3. 計画期間 ·

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までとします。

4. 対象建築物 -----

本計画において、対象とする建築物は、原則として区内の建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入前に着工した以下に示す建築物とします。

また、新たに新耐震基準の木造住宅も対象とします。

■本計画における対象建築物

文	対象建築物の分類	内容	備考
住宅		○戸建住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅	
		(都区営住宅等含む)	
特点	 ≧建築物		
	特定既存耐震	○多数の者が利用する一定規模以上の建築物	耐震改修促進法第
	不適格建築物	(資料編 資料2参照)	14 条第1項第1号
		ただし、本計画では一般緊急輸送道路沿道建	及び第2号に定め
		築物であるものは除く	る建築物
	要緊急安全確認	○地震に対する安全性を緊急に確かめる必要	耐震改修促進法
	大規模建築物	がある大規模な建築物	附則第3条第1項
		[耐震診断義務付け建築物]	に定める建築物
緊急	自輸送道路沿道建築物]	
	特定緊急輸送道路	○特定緊急輸送道路に接する一定高さを超え	耐震改修促進法
	沿道建築物	る建築物(要安全確認計画記載建築物)	第7条第1項に定
		[耐震診断義務付け建築物]	める建築物
	一般緊急輸送道路	○特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路に接	耐震改修促進法第
	沿道建築物	する一定高さを超える建築物(特定既存耐震	14 条第1項第3号
		不適格建築物)	に定める建築物
防災	(上重要な	○世田谷区地域防災計画に定める区公共建築物	
区么	公共建築物	・災害対策本部及び災対地域本部が設置される	
		庁舎	
		・避難所となる学校、その他災害時応急対策に	
		必要な施設	
		○不特定多数の者が利用する施設	
		(国、都所有の建築物は除く)	

第1章 計画の概要

5. 想定する地震の規模・被害の状況 ----

「世田谷区地域防災計画(令和7年修正)」では、「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議 令和4年5月25日公表)の都心南部直下地震(M7.3)を踏まえて、震災時の対応や今後の対策の方向性を定めています。世田谷区では以下のような被害が想定されています。

■首都直下地震における世田谷区の被害想定

想定地震都心南部直下地震										
条件	時期	及び時刻		冬·早朝5時		冬·昼12時		冬・夕方18時	ŧ	
	風速	2		風速8m/s	単位	風速8m/s	単位	風速8m/s	単位	
震	震度	E_7 _			0.1 %					
度別	震度	56強				68.9	%			
面積	震度	56弱			31.0	%				
率	震度	56強以下				0.0	%			
	死者	i		487	人	264	人	645	人	
	揺れ建物被害急傾斜地崩壊			374	人	152	人	212	人	
				1	人	1	人	1	人	
		火災		85	人	87	人	398	人	
		ブロック塀等		0	人	6	人	16	人	
		屋外落下物		0	人	0	人	0	人	
人的		屋内収容物		26	人	19	人	18	人	
被害	負傷	者		7,297	人	5,155	人	7,132	人	
害		(うち重傷者)		(854)	人	(662)	人	(1,212)	人	
		ゆれ建物被害		6,352	人	4,138	人	4,427	人	
		急傾斜地崩壊		1	人	1	人	1	人	
	火災		350	人	358	人	1,738	人		
	ブロック塀等		13	人	208	人	537	人		
	屋外落下物			0	人	1	人	2	人	
		屋内収容物		580	人	449	人	427	人	
建物	全域	・焼失棟数		9,818		10,467	棟	25,757		
被		ゆれ・液状化等		6,464		6,464		6,464		
害		火災(建物倒壊を	含まない)	3,354		4,003	棟	19,293		
5]停電率		10.7		11.1	%	18.9		
イフラ		不通率		2.3	%	2.7		11.5	%	
フライン		《道断水率		23.2 %						
被害		《道管きょ被害率			5.6 %					
そ		(供給停止率		1=0.110	. 1	14.4				
の	避難	諸数(人)	201114 17111	178,110		181,166		252,337		
他	\n.		発災1日後	81,413		84,290		151,290		
	避難	訴避難者数	発災4日~1週間後	118,740		120,777		168,224		
	dum. I	- W-C7 W	発災1か月後	27,655		28,673		52,374		
	都内滞留者数 帰宅困難者数			_	人	768,014		768,014		
			1105		116,697		116,697			
	閉じ込めにつなが自力脱出り得るエレバーター停止台数		1,105		1,112		1,267			
		記憶者 死者数		309		167		409		
		D脱出困難者数		2,841		1,818		1,957		
	災害	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		188		189		231 画[令和7年修]	万t	

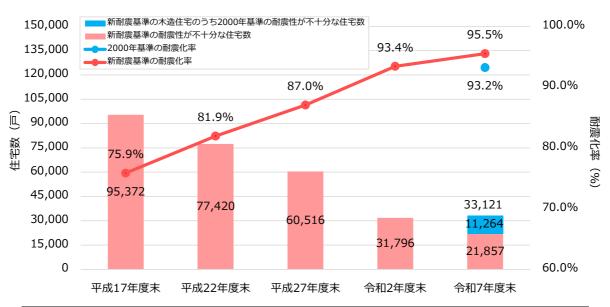
1. 耐震化の現状 -

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化を進めることは、地震による建築物の倒壊から区民の生命と財産を守るだけでなく、その後の速やかな復興活動も可能とし、市街地の防災性の向上につながります。

住宅・土地統計調査等の集計値を基に算出した令和7年度末時点の推計値では、区内の住宅総数は約49万戸あり、そのうち約47万戸の住宅が新耐震基準の耐震性を満たすと見込まれ、新耐震基準の耐震化率は、95.5%となっています。前回改定時に算出した令和2年度末の耐震化率から2.1ポイント増加しました。

■住宅の耐震化率の推移



令和7年度末	住宅総数	耐震性を満たす 住宅数	耐震性が不十分な 住宅数	耐震化率
新耐震基準	407 222 =	465,466 戸	21,857戸	95.5%
2000 年基準	487,323戸	454,202戸	33,121戸	93.2%

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、平成12年5月以前に建てられた新耐震基準の木造住宅の一部においても倒壊等の被害が見られたことなどから、新耐震基準の木造住宅を本計画の対象とし、新たに2000年基準の耐震性を満たしている住宅の耐震化率を算出しました。

住宅・土地統計調査等の集計値を基に算出した令和7年度末時点の推計値では、約45万戸の住宅が2000年基準の耐震性を満たすと見込まれ、2000年基準の耐震化率は、93.2%となっています。

■耐震化率の推計式

住宅は、住宅・土地統計調査等の集計値を基に算定しているため戸数単位となっています。

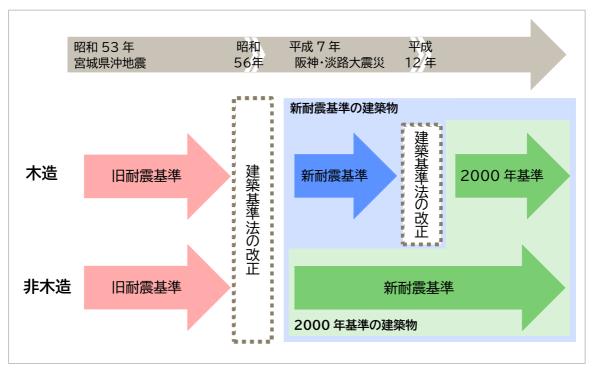
新耐震基準の耐震化率

= 新耐震基準の建築物 + 耐震診断で耐震性を満たす建築物 + 耐震改修を実施した建築物 全ての建築物

2000年基準の耐震化率

= 2000年基準の建築物 + 耐震診断で耐震性を満たす建築物 + 耐震改修を実施した建築物 全ての建築物

■耐震基準の変遷



(2) 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物が倒壊した場合、その利用者が被害を受けるだけでなく、倒壊により避難や消火活動に支障をきたす可能性があります。また、企業の事業継続が困難になるなど経済活動にも大きな影響が生じることも想定されます。

特定建築物は、区内に令和6年度末時点で842棟あり、そのうち818棟、 全体の97.1%が耐震性を満たすと見込まれています。令和元年度末から令 和6年度末で耐震化率は約5.6ポイント増加しました。

また、耐震性が不十分・不明な特定建築物は24棟あり、そのうち物販店が 9棟となっています。

特定建築物のうち一定規模以上の建築物は、要緊急安全確認大規模建築物であり、耐震改修促進法で平成27年12月末を期限に耐震診断結果の報告が義務付けられています。対象となる建築物の所有者に耐震診断の実施を働きかけ、すべての建築物で耐震診断結果の報告が完了しています。令和6年度末時点で要緊急安全確認大規模建築物は区内に15棟あり、耐震性を満たす建築物は13棟となっています。

■特定建築物の用途別の棟数と耐震化率(令和6年度末時点) 単位:棟

	■ 特定注来物の用型がの外数と間接心平(1940年度不均点) ギロ・株								
特定建築物用途	合計	耐震性が 不十分・不明	耐震性 を満たす	耐震化率					
幼稚園·保育所(民間)	95	0	95	100.0%					
私立学校(校舎·体育 館·講堂等)	284 (6)	2	282 (6)	99.3%					
老人ホーム等	118 (1)	1	117 (1)	99.2%					
福祉センター等	10	0	10	100.0%					
運動施設	9	0	9	100.0%					
病院·診療所	41 (2)	3	38 (2)	92.7%					
映画館·劇場等	2	0	2	100.0%					
集会場·公会堂	6	0	6	100.0%					
展示場	3	0	3	100.0%					
物販店	101(4)	9(2)	92 (2)	91.1%					
ホテル・旅館	6	0	6	100.0%					
事務所	112 (1)	3	109 (1)	97.3%					
遊技場	7	1	6	85.7%					
飲食店	27	4	23	85.2%					
サービス業を営む店舗	15	1	14	93.3%					
自動車車庫	6 (1)	0	6 (1)	100.0%					
=	842 (15)	24 (2)	818 (13)	97.1%					

^{※()}の数値は、特定建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物の棟数を示す

[※]公共建築物及び賃貸住宅、寄宿舎、下宿は特定建築物の件数からは除く

(3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

地震により、緊急輸送道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、 救急・救命活動に支障をきたし、甚大な被害拡大につながる恐れがあります。 また、緊急支援物資の輸送など復旧や復興活動を困難にさせることも懸念され ます。

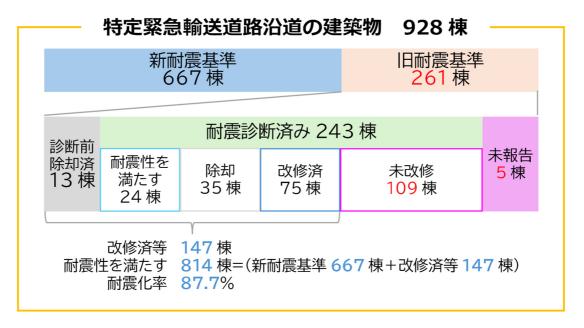
① 特定緊急輸送道路沿道建築物

都は平成23年3月に、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を 推進する条例」を制定し、4月に施行した後、緊急輸送道路のうち特に沿道の 耐震化を推進する必要のある道路を「特定緊急輸送道路」として6月に指定し ました。

区内には、特定緊急輸送道路に敷地が接し、高さの要件に該当する建築物は、 928棟ありました。令和2年12月から令和7年4月までの期間で27棟の 耐震化が進み、耐震性を満たす建築物は814棟となり、耐震化率は85.0% から87.7%、2.7ポイント増加しました。

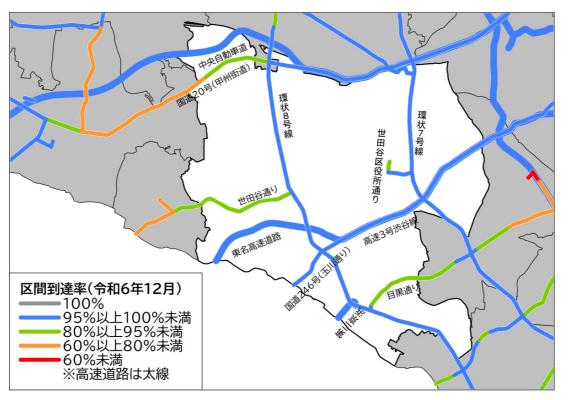
区は、都と連携し特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について重点的かつ 集中的に取り組んでおり、平成30年3月から耐震改修促進法第9条に基づき、 耐震診断結果の公表を行いました。さらに、同法第8条第1項に基づき未診断 の建築物の所有者に対し耐震診断結果を報告するよう命令を行いました。令和 2年12月時点で、未報告だった建築物は8棟ありましたが、命令を行った建 築物の所有者に要請文を送付するなど対応を行った結果、令和7年4月時点で 未報告の建築物は5棟となっています。

■特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化状況(令和7年4月時点)



また都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標として、令和2年3月から総合到達率及び区間到達率(資料編 資料4参照)という指標を用いています。都の総合到達率は令和6年12月末時点で93.8%であり、世田谷区内路線の区間到達率は、令和2年12月末から向上し、国道20号(甲州街道)や世田谷通りの一部にあった60%未満の路線は解消しました。

■特定緊急輸送道路における区内の区間到達率(令和6年12月末時点)



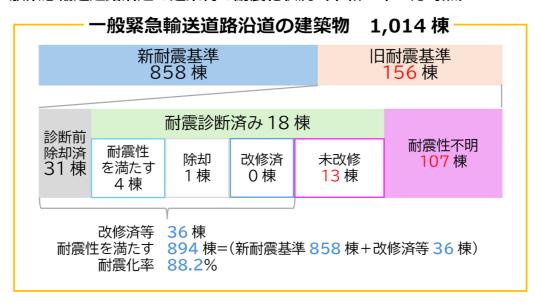
出典:東京都耐震ボータルサイト

② 一般緊急輸送道路沿道建築物

都は、一般緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく地震 時の建築物の倒壊による通行障害を防ぐべき道路として位置付けています。

区内には、一般緊急輸送道路に敷地が接し、高さの要件に該当する建築物は、 1,014棟ありました。令和7年4月時点で、耐震性を満たす建築物は89 4棟、耐震化率は88.2%となっています。

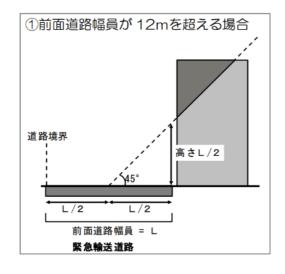
■一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化状況(令和7年4月時点)

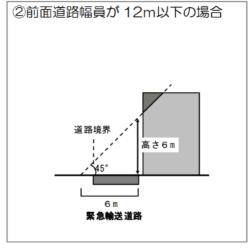


■緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路(特定緊急輸送道路又は一般緊急輸送道路)に敷地が接する建築物のうち、次の全てに該当する建築物が緊急輸送道路沿道建築物になります。また、緊急輸送道路沿道建築物のうち、特定緊急輸送道路に敷地が接するものを「特定緊急輸送道路沿道建築物」、一般緊急輸送道路に敷地が接するものを「一般緊急輸送道路沿道建築物」といいます。

- 新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入より前に建築された建築物
- ・以下の①又は②の高さを超える建築物





③ 緊急輸送道路・沿道耐震化道路 路線図



出典:緊急輸送道路 東京都耐震ポータルサイト(令和6年12月時点) 都指定拠点 東京都地域防災計画 震災編(令和5年度修正)別冊資料 沿道耐震化道路 世田谷区防災マップ(令和7年3月) その他地図データ 国土数値情報ダウンロードサイト

緊急輸送道路 • 沿道耐震化道路

「緊急輸送道路」とは、地震直後から発生する緊急輸送などを円滑に行うための道路として、東京都地域防災計画に位置付けられた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路をいいます。このうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認める道路を「特定緊急輸送道路」といい、特定緊急輸送道路以外を「一般緊急輸送道路」といいます。

「沿道耐震化道路」とは、区が指定した「世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線」のうち、緊急輸送道路を除く道路をいいます。

(4) 防災上重要な区公共建築物の耐震化の現状

公共建築物は、多くの区民に利用されるとともに災害時の活動拠点や避難施設などとして重要な役割を担っています。また、公共建築物を耐震化することは、民間建築物の耐震化を進めていく上で先導的な役割を果たします。

防災上重要な区公共建築物のうち、耐震性が不十分な建築物は令和2年度末時点で区立小中学校で32棟、その他の区公共建築物で4棟でした。区立小中学校を含む耐震化できる区公共建築物については、令和5年度末までに耐震改修等を行い、現在、施設運営している防災上重要な区公共建築物の耐震化は完了しています。

■耐震改修事例 区立用賀中学校





2. 耐震化の目標・

(1) 目標設定の考え方

区は、平成19年に本計画を策定し、国や都に先駆けて住宅の耐震化率95% を目標に掲げ、耐震化の促進を図るため普及啓発並びに耐震診断及び耐震改修 等の支援に取り組んできました。

直近10年で発生した熊本地震や能登半島地震において、新耐震基準の木造建築物の一部においても倒壊等の被害が見られたことなどを受け、国及び都も耐震化の目標を改定し、さらなる耐震化の促進の必要性を示しています。

当初計画の策定から20年近くが経過し、計画を見直すにあたり、目標設定 についても改めて国及び都の基準や考え方を確認し、耐震改修促進法に基づき 目標を定めました。

基本方針(耐震改修促進法第4条関連)

国は、『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針』 (最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示第 535 号)を策定し、「建築物の 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項」を定めている。

・住宅については、令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。



東京都耐震改修促進計画(耐震改修促進法第5条関連)

都は、国が定めた基本方針に基づき、『東京都耐震改修促進計画』(改定 令和 5年3月)を策定し、令和 7 年度末の「耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標」を定めている。

住宅	旧耐震基準	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消						
	2000 生甘淮	耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね						
	2000 年基準	解消(令和17年度末)						
特定建築物		耐震化率95%						
特定緊急	輸送道路沿道建築物	総合到達率を99%以上、かつ、						
		区間到達率95%未満の解消						
一般緊急	輸送道路沿道建築物	耐震化率90%						



世田谷区耐震改修促進計画(耐震改修促進法第6条関連)

区は、東京都耐震改修促進計画に基づき、『世田谷区耐震改修促進計画』を策定し、「耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標」を定める。

(2) 住宅の耐震化の目標

住宅については、新たに新耐震基準の木造住宅の耐震化にも取り組み、耐震性が不十分な全ての住宅を令和12年度末までに**おおむね解消**することを目指し、住宅地の安全性の確保に努めます。

(3) 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物のうち民間が所有する建築物については、**できるだけ早期に耐震 化率100%達成**を目指し、耐震化の促進に努めます。

(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和12年度末までに「都が指標 として示す**総合到達率99%以上、かつ、区間到達率95%未満の解消**」を目 指します。

到達率は、都内すべての特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震性をもとに都 が算出しているため、都と連携し実現に向け目標達成に努めます。

(5) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

一般緊急輸送道路沿道建築物については、**令和12年度末までに耐震化率9 0%達成**を目指し、耐震化の促進に努めます。

(6) 防災上重要な区公共建築物の耐震化の目標

耐震改修工事等を行った防災上重要な区公共建築物については、施設の劣化 状況等に応じた適切な維持管理を継続していきます。

1. 基本的な取組方針 ----

(1) 基本的な考え方

建築物の所有者と区は、以下の役割分担のもと耐震化の推進を図ります。

① 建築物の所有者

建築物の所有者は、建築物の耐震化を自らの問題、地域の問題として認識し、 主体的に耐震化に取り組みます。

② 区

区は、区民の生命・財産を守るため、国・都及び関係団体等と連携して、普及啓発に取り組むとともに、建築物の所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう、必要な支援を行います。

(2) 耐震化の促進に向けた取組方針

区は、以下の取組方針に沿って、区内全域の建築物の耐震化を進め、災害に強く、復元力をもつまちの実現を図ります。

- 関係機関等と連携して、耐震化の必要性についての普及啓発を行います。
- 建築物の所有者に対して、耐震化のために必要な情報提供を行うととも に、耐震化を進めるための環境整備や経済的、技術的支援を行います。
- 建築物の用途や構造種別等に応じた耐震化の取り組みへの支援を行います。

2. 建築物の耐震化支援 =

(1) 木造住宅の耐震化支援

① これまでの取組実績と課題

区は旧耐震基準の木造住宅の所有者に対して、無料耐震診断等の支援や、補 強設計及び耐震改修等の費用の一部を助成する事業を実施し、令和6年度から は新耐震基準の木造住宅の所有者に対しても、同様の事業を実施しています。

旧耐震基準の木造住宅については、耐震改修とあわせて建替えによる耐震化率の向上を図るため、令和2年度より除却助成制度を開始しました。令和3年度からは除却を前提とした簡易診断を実施し、手続きの簡略化を図ることで所有者が制度を活用しやすいよう取り組みを行っています。

耐震化の意識啓発のため令和3年度から6年度にかけて、パンフレットを同 封したご案内をポスティングし、問い合わせがあった所有者には、個別訪問し 直接案内を行いました。

また、障害者などは災害時に直ちに安全行動をとることが困難であったり、 避難所での生活が難しいことから、障害者などが居住する住宅の耐震化を優先 的に進めるため、令和7年度より助成金を加算しています。

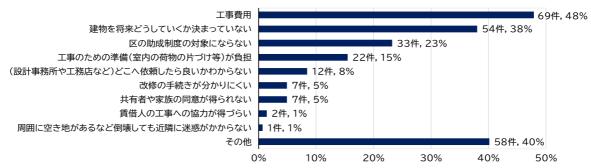
区の助成制度を利用して耐震診断を実施した所有者には、耐震改修等の勧告を行ってきましたが、その後耐震改修等を実施した割合は2割程度となっています。過去に耐震診断を実施した所有者に対して、令和6年度にアンケート調査を行いました。アンケート結果では、「耐震改修工事等を実施しない理由」として、「工事費用」や「建物を将来どうしていくか決まっていない」という回答が多くなっています。また、「区からの支援制度で見直しや拡充が必要と感じること」では、「助成金額」の回答が最も多く、他にも耐震化に係る情報発信や普及啓発、手続きの簡略化や助成条件の見直し、専門家等へのコンタクトに関する回答が一定程度ありました。「今後の耐震改修工事等実施予定」の年代別回答では、所有者の年代が上がると工事の「実施予定なし」と回答する割合が増えていることがわかりました。

■耐震化支援事業の実績(過去5年間)

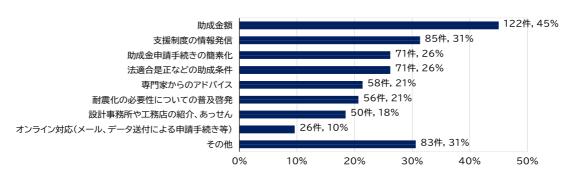
単位:件

		年度											
		R2	R3	R4	R5	R6							
IB	耐震診断	87	283	214	198	227							
耐	補強設計	0	1	0	0	0							
震	耐震改修 等	5	10	18	7	13							
基	除却	46	105	101	98	82							
準	訪問相談	33	60	87	74	76							
新	耐震診断	1	-	ı	ı	134							
耐震	補強設計	1	-	1	ı	1							
基	耐震改修	1	-	ı	ı	4							
準	訪問相談	_	_	-	_	52							

■耐震改修工事等を実施しない理由(木造)



■区からの支援制度で見直しや拡充が必要と感じること(木造)



■耐震改修又は建替え・解体工事を実施する予定(年代別 n:回答者数)



② 今後の取組み

- 住宅の耐震化の目標を実現するために木造住宅の耐震化を強力に推進することを目的として定めた「世田谷区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、木造住宅の所有者に対し、個別訪問や耐震化支援制度の案内をするなどの普及啓発を行います。
- 所有者が安心して耐震化を実施できるよう都と連携して耐震診断士及 び改修事業者の育成を行うとともに、ホームページ等を活用し区民への 情報提供を行います。
- 経済的な問題など耐震化に進まない課題の解決ができるように、様々な 専門家を活用し相談事業の拡充を図ります。
- 年齢や経済的状況から、改修工事等を諦めてしまうケースが多い高齢者 世帯の耐震化を促進するため、耐震改修融資制度の活用及び周知を図り ます。
- 世田谷区DX推進方針に基づき、手続き・相談のオンライン化に取り組みます。

(2) 非木造建築物の耐震化支援(緊急輸送道路沿道建築物を除く)

① これまでの取組実績と課題

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造等の建築物などを対象として、耐震診断、補強設計及び耐震改修の助成事業を行っています。また、分譲マンションに対しては、耐震化を円滑に進めていくために、無料で建築士等を派遣するアドバイザー派遣制度を実施しています。

耐震診断については、令和6年度末時点までの累計で244棟の助成実績がありますが、補強設計は34棟、耐震改修は22棟と耐震診断から補強設計及び耐震改修に進む割合が低くなっています。

主な助成対象である分譲マンションでは、建築物の耐震性能を示す I s 値が 低いほど耐震改修工事が大掛かりになるため、自己負担額が大きくなり耐震改 修に踏み切れないことがあります。所有者の経済的な負担軽減のため、令和3 年度から耐震改修工事の助成金を住戸数に応じて加算しています。

助成を行う条件のひとつとして建築基準法等の不適合部分の是正を求めているために、是正が必要となる場合もあります。不適合部分の是正に向けた費用の問題など管理組合内で合意形成が図れず、耐震改修まで進まないなどの課題もあります。

令和4年度に行った世田谷区マンション実態調査では、「耐震改修(耐震補強工事)を実施していない場合の理由」として、「資金が不足している」の回答が最も多く、次いで「合意形成が難しい」、「耐震化への関心等が低い」となっています。

■耐震化支援事業の実績(過去5年間)

単位:件

		年度 年度												
	R2	R3	R4	R5	R6									
耐震診断	1	5	7	5	10									
補強設計	1	3	1	7	0									
耐震改修	1	1	1	1	2									
アドバイザー派遣	3	5	7	11	14									

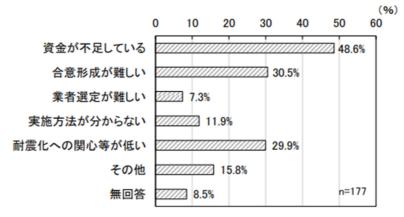
■世田谷区マンション実態調査のアンケート結果

問 29-1 実施していない場合の理由(複数回答)

※問29で「実施していない(検討中含む)」と回答した方を対象(n=177)

耐震改修(耐震補強工事)を実施していない理由は「資金が不足している」が48.6%、「合意形成が難しい」が30.5%、「耐震化への関心等が低い」が29.9%となっている。

■ 耐震改修(耐震補強工事)を実施していない理由



出典:世田谷区マンション実態調査報告書(令和5年3月)

② 今後の取組み

- 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づ く「管理状況届出制度」の情報を活用し、分譲マンションの耐震化を 進めるため、助成制度の個別周知等を行います。
- 分譲マンションに対しては、引き続きアドバイザー派遣を実施し、それぞれの実態に応じた合意形成の支援を行います。
- 耐震改修の資金が不足する分譲マンションの耐震化を促進するため、 工事価格の上昇も考慮した助成金額の見直しを行います。
- 耐震性が不明・不十分な特定建築物の所有者には、個別に耐震化についての指導及び助言を行うなど耐震化を促進していきます。
- 法不適合部分の是正が困難な建築物や老朽化が進んでいる建築物の 耐震化を促進するため、除却助成制度を新設します。

■地震による被害の様子





出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」

(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援

① これまでの取組実績と課題

区は、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震化の取り組みを促すため、 助成上限額及び助成割合を高くするなど他の助成制度の対象である非木造建 築物に比べ、手厚い支援を行ってきました。

旧耐震基準の非木造建築物の耐震性能を示す I s 値は、0.6以上であると、地震に対して倒壊の危険性が低いとされており、0.3未満の建築物が特に倒壊の危険性が高いとされています。このような建築物の耐震化を進めるため、令和3年度から耐震化準備事業 (I s 値 0.3未満相当の建築物を 0.3以上にする改修)を開始し、制度の拡充を行っています。また賃貸建築物等では、占有者の協力を得なければ、所有者は耐震化を進めることができないため、令和3年度から占有者移転費用に対する助成制度も開始しています。

このほか、耐震診断未実施である特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者へ要請文の送付や、都と連携し耐震化未実施の沿道建築物所有者への個別訪問の取り組みなどを実施してきました。

しかしながら、依然として区内には、耐震性が不十分な建築物、耐震診断結果の報告が完了していない建築物があるため、建築物の所有者に対し耐震化に取り組む機運を醸成する必要があります。

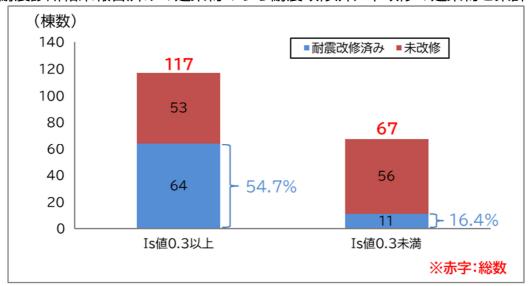
■耐震化支援事業の実績(過去5年間)

単位:件

			年度		
	R2	R3	R4	R5	R6
耐震診断	1	1	0	O	O
補強設計	3	4	6	1	2
耐震改修	0	4	6	3	4

■ I s 值別耐震改修実施状況

耐震診断結果報告済みの建築物のうち耐震改修済、未改修の建築物を集計



② 今後の取組み

- 引き続き他の助成制度に比べ手厚い支援を実施することで、特定緊急 輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。
- 耐震診断結果未報告となっている建物所有者に対して、要請文を送付するなど耐震診断の実施を促していきます。
- 建築物所有者に対し、東京都のアドバイザー派遣制度の活用を勧める ことで、居住者の合意形成等の促進を図ります。
- 特に倒壊の危険性が高いとされる I s 値が 0. 3 未満の建築物の早期 解消を図るため、引き続き耐震化準備事業を実施します。
- 賃貸建築物等の所有者に向け、耐震改修工事を実施する際に占有者が存することによって生じる移転に係る追加費用に対しての助成を引き続き実施するとともに、物価高を考慮した助成金額の見直しを行います。
- 国や都と連携し、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した「避難路沿道耐震化状況マップ」を作成及び活用することで、所有者等の耐震化への意識向上を図ります。

■地震による道路閉塞被害の様子(阪神・淡路大震災)





出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」

(4) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援

① これまでの取組実績と課題

緊急輸送道路全体の通行機能を確保し、区の防災力を高めるためには、地域の主要な防災拠点等に到達できるよう、沿道建築物の耐震化をより一層強力に 促進していく必要があります。

これまで、他の非木造建築物と比較して手厚い助成を行ってきましたが、一般緊急輸送道路沿道建築物は耐震診断の実施率が低く、耐震化状況を正確に把握できていないため、まず耐震診断の実施を促す必要があります。また、助成対象とする建築物の用途を分譲マンションと特定建築物に限定していたため、助成制度の対象外となっていた建築物がありましたが、通行機能確保のためには、建築物の用途によらずに助成を行い、耐震化を進める必要があります。

一般緊急輸送道路の機能を向上させ、緊急輸送道路全体の通行機能を確保するため、これら沿道建築物の耐震化の優先度を高め、取り組む必要があります。

② 今後の取組み

- 都と連携し、沿道建築物所有者に対して緊急輸送道路の役割や耐震化の重要性を啓発するとともに、助成制度の周知を行い耐震診断の実施を促します。
- 一般緊急輸送道路沿道建築物の助成要件を見直し、分譲マンション等 以外の建築物も対象とすることで、耐震化を促進します。
- 一般緊急輸送道路沿道建築物の分譲マンションに対しては、アドバイ ザー派遣制度の周知を行うことで、合意形成等の促進を図ります。

(5) ブロック塀等の耐震化支援

① これまでの取組実績と課題

平成30年大阪府北部地震では、ブロック塀等の倒壊被害が生じました。地震時に道路に面した危険なブロック塀等が倒壊することによる被害を未然に防止するため、平成30年9月から令和元年度末までの緊急的な措置として、ブロック塀等の除却助成を実施しました。令和2年度からは、助成要件や助成金額を見直した継続的な助成制度として、取り組んできました。ブロック塀の撤去助成とあわせて生垣緑化助成制度などを案内し、危険なブロック塀から生垣などへの変更を推奨しています。

このほか、塀の所有者等に向けて、国が公表している「ブロック塀の点検のチェックポイント」の周知を行い、自己による安全性チェックを促しています。ブロック塀等の除却助成制度のパンフレット等を活用し、塀に対する耐震化の意識の醸成を図るほか、ブロック塀等の耐震化を進めています。

引き続き耐震化の促進を図る必要がありますが、耐震化に必要な工事費用が高騰する中で、工事費用に対して助成金額が十分でない状況があります。

また、助成申請手続きに時間を要することから、申請をためらってしまい、 相談から実際に助成につながる件数の割合は低くなっています。

■耐震化支援事業の実績(過去5年間)

		年度													
	R2	R3	R4	R5	R6										
件数	9	14	4	15	11										
延長(m)	201	166	47	220	164										

② 今後の取組み

- 建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修時にあわせて、引き続き ブロック塀等の耐震化支援制度の案内を行います。
- そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのあるブロック塀等 の所有者に対し、除却等を促していきます。
- 安全性が確認できないブロック塀等の除却促進のための除却助成金額の見直しや、より効果的な助成方法の検討を行うことで耐震化を促進します。
- 引き続き、安全点検等実施の呼びかけや、ブロック塀の倒壊防止対策についての啓発を行うなど耐震化を促進していきます。
- 電子での申請手続きを検討し、 手続きの簡略化を図ります。

■ブロック塀の被害の様子



出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」

■過去の耐震化支援事業の実績

年度										_													
									平	成									令	和			合 計
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	н
		耐震診断	187	159	519	274	198	187	327	367	155	79	122	165	77	58	42	87	283	214	198	227	3,925
	旧	補強 設計	-	-	-	-	-	-	-	3	4	1	1	3	0	3	0	0	1	0	0	0	16
	耐震基準	耐震 改修等	6	43	37	45	45	62	58	88	73	27	29	6	8	8	9	5	10	18	7	13	597
木	準	除却	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	-	46	105	101	98	82	432
造住宅		訪問相談	-	-	-	-	71	17	21	49	28	20	50	67	64	31	32	33	60	87	74	76	780
宅		耐震診断	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	134	134
	新耐雨	補強設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	震基準	耐震改修	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	4
	+	訪問相談	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	52
		耐震診断	7	12	8	11	13	18	18	33	21	18	17	10	9	15	6	1	5	7	5	10	244
7	非 木	補強設計	-	-	-	0	0	5	0	1	3	6	2	1	0	2	2	1	3	1	7	0	34
1 3 2	き 建 築	耐震改修	-	-	-	0	0	0	3	0	2	2	3	3	0	1	2	1	1	1	1	2	22
#	物	アドバイ ザー派 遣	-	-	-	1	0	0	7	10	14	12	8	5	8	12	3	3	5	7	11	14	120
	特	耐震診断	-	-	-	-	-	-	2	68	93	26	11	5	0	0	0	1	1	0	0	0	207
建築物	特定沿道	補強設計	-	-	-	-	-	-	0	1	13	31	14	0	6	13	0	3	4	6	1	2	94
彻	道	耐震改修	-	_	-	-	_	-	0	1	10	15	13	17	2	8	9	0	4	6	3	4	92
塀	ブロ	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 1	-	32	74	9	14	4	15	11	159
等	ック	延長(m)	-	_	-	-	_	-	_	-	-	-	-	ı	ı	511	1,378	201	166	47	220	164	2,687

■平成 28 年熊本地震での被害の様子





出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」 25

3. 耐震化促進のための普及啓発 =

(1) 耐震化への意識啓発

① 広報等を用いた情報発信

区のおしらせ「せたがや」、区のホームページへの掲載やSNSの活用など様々な広報媒体を活用し、耐震化の重要性及び耐震化支援制度の案内を行います。

また、「世田谷区地震防災マップ(資料編 資料6、7参照)」を活用し、想定される地震による地域ごとの建築物の倒壊危険度を提示します。

区の広報媒体に加え、公共交通事業者の協力を得て、駅の掲示板及び車内に ポスターの掲出を行い、より多くの方々へ情報提供を行います。民間保険会社 での地震保険更新時の耐震化支援制度の案内など事業者の協力も得て、普及啓 発に努めます。

避難所運営訓練等のイベントに出向き、木造模型を用いた実験等を通して、 耐震化の仕組みや重要性を伝え、建築物の地震に対する安全性の向上に関する 意識啓発を行います。

② 技術者の育成と情報提供

耐震診断を進めるために、区に登録している「木造住宅耐震診断士」を無料で派遣し、耐震診断を行う事業を実施しています。耐震診断及び補強設計を適切に行うことができる登録診断士を考査により選定し、講習会を通して育成します。

また、「木造住宅耐震診断士」が所属する建築士事務所等に関する情報を区窓口及びホームページで提供し、建築物の所有者が行う耐震改修等を支援します。

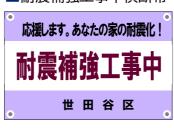
③ 耐震改修表示制度の活用

耐震化について区民の意識を高めるためには、耐震性を満たす建築物に耐震補強済シールを掲出することや、耐震改修の工事現場に耐震化に努めている旨の横断幕を掲出することなど、広く情報提供を行うことが効果的です。補強済シールの掲示や、耐震補強工事中横断幕の掲示により、耐震改修の普及啓発を図ります。また、耐震性を満たす建築物には東京都耐震マークの表示を促し、建築物の利用者等に対して普及啓発を行っていきます。

■耐震補強済シール



■耐震補強工事中横断幕



■東京都耐震マーク



(2) 建築物の所有者への耐震化の情報提供

① 相談体制の充実

区の窓口では、区の耐震化支援制度の案内のほか、耐震化に関する相談に広く対応しているものの、より専門的な耐震化に関する問題に対しては建築士との相談を案内しています。無料耐震相談会の実施、分譲マンションなどを対象とした耐震改修アドバイザー制度の活用等、相談体制を整えてきました。

今後も、多様化する区民ニーズに対して、経済的及び法的問題など様々な課題に対応できる相談制度の拡充など、区民が耐震改修等を行いやすい環境の整備を行います。

また、耐震改修等を行った場合の税制優遇措置(所得税・固定資産税)を伝えるとともに、金融機関と連携してリバースモーゲージや低利融資などの区民にとって役立つ情報を提供します。

■無料耐震相談会の様子





② 法に基づいた公表等

耐震診断が義務付けられている特定緊急輸送道路沿道建築物及び要緊急安全確認大規模建築物については、区の窓口及びホームページで耐震診断結果を公表しています。

耐震診断結果を報告していない建築物の所有者に対しては、結果の報告を求める命令を行い、命令したことを公表しています。引き続き、耐震診断結果の報告をしていない建築物の所有者には、定期的な状況の確認や面談等を実施し、報告するように働きかけていきます。

③ 訪問等による積極的な働きかけ

耐震性が不十分な木造住宅の所有者に対して、耐震化支援制度の案内を個別に行うなど、区から積極的に働きかけます。

「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく「管理状況届出制度」の情報を利用し、耐震診断及び耐震改修が実施されていない分譲マンションの管理組合等に対し、区の耐震化支援制度の周知や個別訪問を行うなど、積極的に働きかけます。

(3) 関係機関及び地域住民等との連携

① 関係団体及び事業者との連携

耐震化を促進するために、区と関係団体との連携の強化と耐震化支援のネットワークの構築が必要です。区内の関係行政機関及び建築関係諸団体により、安全・安心で快適なすまい・まちづくりを推進することを目的に設立された「世田谷区建築物安全安心推進協議会」と連携し、耐震化を促進します。

各行政団体が開催するイベント等の機会を捉え、耐震化支援制度の周知について関係機関と連携します。

耐震促進に向けての課題について、関係団体等と情報共有に努め、さらなる 普及啓発の促進をともに検討していきます。

② 地域住民との連携

耐震性の向上が地域の防災力の向上につながることから、町会や商店会等が開催している防災イベントや避難所運営訓練等に協力していきます。木造模型の活用やパンフレットの配布など、耐震化の重要性について「地域の課題」として理解されるように工夫しながら情報提供していきます。

■木造模型等の活用による啓発活動





③ 庁内の連携

普及啓発を行う際には、庁内の関係部署と連携して進めていきます。

出張所やまちづくりセンターなど区民と接点を持つ拠点において、関係部署の協力を得ながら、ポスター掲示、パンフレット配架により、広く区民の目に留まるような取り組みを実施します。

また、令和7年度より「『福祉の相談窓口』からつなぐオンライン相談」を 開始し、まちづくりセンターから区民の方が、支援制度の相談ができる体制を 整えるなど、耐震化の促進につながる取り組みの強化に努めます。

定期報告制度の担当部署と連携し、耐震診断及び耐震改修を実施していないと報告された際には、所有者に対して指導及び助言等を行うなど、耐震化を促進します。

4. 総合的な安全対策 =

(1) 家具転倒防止器具の取付支援

東京消防庁が実施した地震被害調査では、負傷者の30~50%が家具類の 転倒・落下・移動によるものであることが明らかになり、首都直下地震等の被 害想定においても、建築物の倒壊とともに家具類による多数の被害が想定され ています。

65歳以上の高齢者、障害者及び要介護者等が住む住宅を対象に、家具転倒防止器具の取付け支援を行います。今後も、消防署と連携し、防災イベント等を通じて普及啓発を図ります。

家具転倒防止器具の取付支援制度については、区からの各種案内送付の機会などを捉えて関係部署の協力を得て周知に努めていきます。

(2) 耐震シェルター等の設置支援

震災による被害者の多くが、高齢者、障害者及び要介護者等の要配慮者となっています。地震による住宅の倒壊から要配慮者の生命を守るため、耐震シェルター等の設置支援を行います。

区民に実物を体感していただけるような耐震シェルター及び耐震ベッドの 展示など普及啓発の方法を検討していきます。

■耐震ベッド・耐震シェルターの庁内展示





(3) 窓ガラス・天井等落下防止対策

震災時には、窓ガラス及び建築物の外装材等の剥離、落下による被害が想定され、これらの落下物が課題となっています。これまでの地震による被害により、平成25年に建築基準法が改正され、新築する建築物などの特定天井について脱落防止対策にかかる新たな技術基準が適用されました。特定天井を有する既存建築物については、ネットワイヤーの設置等の落下防止措置が増改築等に適用できる基準として位置づけられました。

定期報告制度の対象となる民間建築物の窓ガラスや天井等については、建築物の管理者等による定期的な調査の結果報告を受け、適切な維持管理を促します。

(4) エレベーター内の閉じ込め防止対策

令和6年能登半島地震や平成30年大阪府北部地震では、エレベーターの事故による被害は発生していませんが、運転停止によるエレベーター内の閉じ込め及び運転休止等のトラブルが多数発生しました。今後、発生が懸念されている首都直下地震では、区内で1,100台以上、都全体では最大2万2千台のエレベーター停止が想定されており、多数の閉じ込めに伴う救出及び運転復旧への対応に長い時間を要することが想定されています。

定期報告制度の対象となるエレベーターについては、閉じ込め防止や故障・ 損傷防止対策等として、建築物の管理者等による定期的な検査の結果報告を受 け、適切な維持管理を促します。

(5) 建築物の耐震化に資する敷地の安全対策

① 建築物の耐震化に資する敷地の耐震化支援

過去の大規模な地震では、がけや擁壁(以下、「擁壁等」)の崩壊により建築物が大きな被害を受けています。区内には、最大高低差が20mにもなる国分寺崖線をはじめとした起伏のある地域があり、擁壁等が数多く存在しています。区内にある擁壁等の多くは建築物の敷地を形成しており、建築物及び敷地の安全対策が課題となっています。今後の首都直下地震の切迫性を踏まえると、擁壁等の所有者自らが危険性を認識し、建築物及び敷地の耐震化に取り組むことが重要です。

区では、擁壁等を有する建築物及び敷地の所有者に対し、安全性向上の普及 啓発に加え、擁壁改修等に関する専門家への相談機会の提供、現地への専門家 派遣及び工事費補助を行い、安全対策に取り組めるよう支援しています。引き 続き、支援制度等の周知・利用促進を図り、建築物及び敷地の耐震化を促進し ます。

② 土砂災害特別警戒区域内への支援

急傾斜地の崩壊は、降雨又は地震の揺れにより発生する恐れがあります。区内には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、104箇所の「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」が指定されており、そのうち81箇所が「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」に指定されています。

区では、土砂災害特別警戒区域内の住宅の土砂災害対策改修等に関する支援 を行い、所有者による敷地の安全性向上の取り組みを促進します。

(6) 感震ブレーカー等の普及啓発

東日本大震災における火災の過半数が電気に起因するものでした。

内閣府、消防庁及び経済産業省は、「共同のおしらせ」の中で停電後の電気復 旧時に発生する通電火災の発生を抑制する感震ブレーカー等の設置が減災効 果を期待できるとしています。

区は、感震ブレーカー等の設置をあっせんするとともに、区のホームページ やチラシなどを通して普及啓発を行います。

(7) 保安上危険な建築物等への対策

平成27年5月、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家等への対策として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)が施行されました。

区は、管理不全な空家等への対策として、区の良好な生活環境の保全を図り、 安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成28年4月に 「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」を施行しました。平成30年1 0月には、「世田谷区空家等対策計画」を策定し、空家等の適切な管理は所有者 等の責務であることを基本としつつ、各施策を実践することにより、空家等の 適切な管理や流通・利活用等の取り組みを推進し、良好な住環境の保全を図る ものとしています。

区は、管理不全な空家等に対し、空家法に基づき、必要な措置を行っていきます。

資料編

資料1 用語の解説 -

【あ行】

●一般緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に定められており、一般緊急輸送道路に敷地が接する 建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するもの。

なお、一般緊急輸送道路沿道の建築物とは、一般緊急輸送道路指定時に、高さの要件に該 当する新耐震基準の建築物を含めたものをいう。11ページ参照。

●一般緊急輸送道路

緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路。12ページ参照。

●沿道耐震化道路

区が指定した「世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線」のうち、都が指定した緊急輸送道路以外の道路。12ページ参照。

【か行】

●管理状況届出制度

分譲マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、平成31年3月に制定された「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、マンションの管理組合が管理状況を区へ届け出て、その管理状況に応じて、区が助言や指導などを行う制度。昭和58年12月31日以前に新築された分譲マンションのうち、居住の用に供する独立部分が6戸以上のものを届出義務対象としている。

●旧耐震基準

昭和56年5月31日以前に着工して建てられた建築物の建築基準法の地震に対する構造の基準。阪神・淡路大震災では、この基準により建築された住宅の約64%が大きな被害を受けたと報告されている。

●緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な 道路、並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を 相互に連絡する道路。12ページ参照。指定拠点については、48ページ参照。

●区間到達率

東京都耐震改修促進計画(令和2年3月一部改定)により導入された指標。特定緊急輸送 道路の区間ごとに通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達で きる確率をシミュレーションにより算出したもの。40ページ参照。

【さ行】

●住宅・土地統計調査

国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、

その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。最新の調査は「令和5年住宅・土地統計調査」である。

なお、調査の方法は、全国の世帯の中から統計的な方法によって約17分の1の割合で無 作為に調査対象を抽出した、標本調査である。

●首都直下地震

中央防災会議において示された、マグニチュード7クラスの地震のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと思われる地震。

●新耐震基準

昭和56年6月1日以降に着工して建てられた建築物の建築基準法の地震に対する構造の基準。建築基準法では最低限尊守すべき基準として、大地震(震度6強程度)に対しては 人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標にしている。

●新耐震基準の木造住宅

昭和56年(1981年)6月1日から平成12年(2000年)5月31日までに着工した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅。

●世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線

広域避難場所に接続する応急対策活動のための道路や、主要公共施設(病院、防災倉庫、 土木資材倉庫等)、給水所、警察署及び消防署等を結ぶ道路などを、緊急啓開(道路障害物 撤去)路線として区が定めた道路。

●世田谷区地域防災計画(令和7年修正)

災害対策基本法第42条の規定に基づき、区及び関係防災機関が、世田谷区の地域並びに 住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に作成した計画。

●世田谷区都市整備方針

「世田谷区街づくり条例」を根拠とした、都市づくり・街づくりにおける区の総合的な基本方針のこと。都市計画法第18条の2により策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置づけを持ち、基本構想に即している。「住宅整備方針」や「せたがや道づくりプラン」などの街づくりに関する分野別整備方針を統括し、都市整備領域以外の方針等を都市整備の観点から調整する役割をになう。

●世田谷区街づくり条例

区民等、事業者及び区の相互の合意形成と信頼関係のもと、世田谷らしい安全で住みやすい快適な環境のまちを守り育てていくため、区内のすべての街づくり活動の基本となるものとして、昭和57年に定めた条例。

●総合到達率

東京都耐震改修促進計画(令和2年3月一部改定)により導入された指標。特定緊急輸送 道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出した もの。40ページ参照。

【た行】

●耐震化

耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること又は耐震改修等を実施すること。木造の構造耐震指標を示す I w値が 1.0以上もしくは非木造の構造耐震指標を示す I s 値が 0.6以上であると、地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされており、これらの値が高いほど建築物の安全性も高くなるといえる。

●耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は 敷地の整備をすること。

●耐震改修等

耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。

●耐震化率

対象建築物全数に占める耐震性を満たす建築物の割合。なお、住宅は、住宅・土地統計調査等の集計値を基に算定しているため戸数単位となる。

新耐震基準の耐震化率

新耐震基準の建築物 + 耐震診断で耐震性を満たす建築物 + 耐震改修を実施した建築物

全ての建築物

2000年基準の耐震化率

_ 2000年基準の建築物 + 耐震診断で耐震性を満たす建築物 + 耐震改修を実施した建築物

全ての建築物

●耐震診断

当該建築物の地震に対する安全性を評価すること。

●耐震性を満たす

耐震基準に適合する又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断の結果、 地震に対して安全な構造であることが確かめられていること。

●段階的な耐震改修

東京都耐震改修促進計画(令和2年3月一部改定)により採用された改修方法で、2回以上に分けて耐震改修を行うこと。通行機能の早期確保を図るために1回目の工事で、地震に対して特に倒壊の危険性が高い I s 値 0.3未満を解消する耐震改修を必要とする。 I s 値と倒壊率の関係については、42ページ参照。

●中央防災会議

内閣府の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定 公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画に関する重要事項の 審議等を行っている会議。

●通行障害建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に定める建築物。地震によって倒壊した場合に、その 敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとし て政令で定められている。

●定期報告制度

多数の者が利用する特定建築物等の安全性及び適法性を確保するために、建築基準法で専門の技術者により建築物等を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告することを定めている制度。

●東京都防災会議

災害対策基本法第14条及び東京都防災会議条例(昭和37年東京都条例第109号)に 基づき設置される知事の附属機関。知事を会長とし、指定地方行政機関、指定公共機関、都 及び区市町村等の職員又は代表で構成されており、東京都地域防災計画の作成(修正)及び その実施の推進等を掌握している。

●特定既存耐震不適格建築物

既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第5条3項1号に規定された地震に対する安全性に係る建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物)のうち、耐震改修促進法第14条に定める、学校、病院、老人ホーム、幼稚園、保育園、物品販売業を営む店舗などの多数の者が利用する一定規模以上の建築物。37ページ参照。

●特定緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に定められており、特定緊急輸送道路に敷地が接する 建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するもの。

なお、特定緊急輸送道路沿道の建築物とは、特定緊急輸送道路指定時に、高さの要件に該 当する新耐震基準の建築物を含めたものをいう。11ページ参照。

●特定緊急輸送道路

都が指定した緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を促進する必要があるものと して都が指定した道路。 12ページ参照。

●特定天井

人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、天井の高さが6mを超え、水平投影 面積が200㎡を超えかつ単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの。

【な行】

●2000年基準

本計画では、平成12年6月1日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にした ものをいう。木造建築物に関しては、壁の配置バランスや接合部の仕様を規定するなど構造 関係規定が明確化された。

【は行】

●避難路

建築物の敷地から、世田谷区地域防災計画で定める指定避難所等までの経路。

なお、本計画の「避難路」については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業の1.2十一における「避難路」に位置づけている。

●補強設計

耐震性能など建築物の強度的性能を向上させ安全性を高めるために、柱、梁、壁など建築物の主要構造部の補強を計画し、建築物の強度や粘り強さを向上させる設計。

●防災基本計画

災害対策法第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画。

●防災塾

東日本大震災を契機とした区民の自助・共助の意識の高まりを受け、更なる防災知識の普及啓発を目的とし、「地区防災計画」の策定を目指し、区がまちづくりセンターごとに展開している取り組み。平成28年度に地区防災計画を策定し、平成29年度以降は、地区防災計画に掲げた課題と対応策の検証や取り組みを実施している。

【ら行】

●リバースモーゲージ

不動産を担保とした融資制度の一種。一般的に自宅及び土地を担保として資金を借入し、 自宅に住み続け借入人が死亡したときに担保となっていた自宅と土地を処分し、借入金を返 済する仕組み。

【や行】

●要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条第1項に定める建築物。世田谷区内では、特定緊急輸送道路沿道建築物が該当する。耐震診断を行い、結果を報告しなければならない「耐震診断義務付け建築物」である。

●要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に定める建築物。地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なもの。「耐震診断義務付け建築物」である。37ページ参照。

【アルファベット】

● T s 値

「構造耐震指標」と呼ばれ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の 建築物等の耐震診断の判断の基準となる指標。

● I w値

「構造耐震指標」と呼ばれ、木造の建築物等の耐震診断の判断の基準となる指標。

資料2 特定既存耐震不適格建築物一覧表 =

- ·特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条)
- ・指示(耐震改修促進法第15条第2項)の対象となる特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第15条)
- ·要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条)

	用途	特定既存耐震不適格建 築物(※1)	指示対象特定既存耐震不適格建築物(※2)	要緊急安全確認大規模建築物(※3)		
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上		
学校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程、特別支援 学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上(屋 内運動場面積を含む。)	階数2以上かつ 1,500㎡以上(屋 内運動場面積を含む。)	階数2以上かつ 3,000㎡以上(屋 内運動場面積を含む。)		
	上記以外の学校	階数3以上、かつ 1,000㎡以上				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上 階数2以上かつ 2,000㎡以上		階数2以上かつ 5,000㎡以上		
ボーリング場、 これらに類する	スケート場、水泳場その他 5運動施設					
集会場、公会堂 展示場	映画館、演芸場		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上		
卸売市場	ᇄᆝᇰᄼᄴᄼᄴᄆᄠᆂᆇᄼ					
日貝店、マーク 営む店舗 ホテル、旅館	ットその他の物品販売業を		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上		
	住宅に限る)、寄宿舎、下宿					
博物館、美術館遊技場	3、図書館					
公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するも の		階数3以上かつ 1, 000㎡以上 	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上		
らに類するサー	貸衣装屋、銀行その他これ-ビス業を営む店舗					
に供する建築物						
の発着場を構成 または待合の用 自動車車庫その の停留または駅	の他の自動車または自動車 注車のための施設		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上		
体健所、祝務者必要な建築物	その他これに類する公益上					
体育館(一般公	(共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上		
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供 する建築物		政令で定める数量以上 の危険物を貯蔵、処理す る全ての建築物	500㎡以上	階数1以上、5,000 ㎡以上かつ敷地境界線 から一定距離以内に存 する建築物		
都道府県耐震は耐震改修促進記 耐震改修保進記 する建築物	改修促進計画または市町村 計画に記載された道路に接	通行障害建築物(※4)				

- ※1:法第14条に規定された建築物(施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの)。
- ※2:法第15条第2項に規定された建築物(施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの)。
- ※3: 法附則第3条の規定に基づき平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた建築物(施行令附則第2条で定めるもので、同条に定める規模以上のもの)。
- ※4:地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして施行令第4条で定める建築物。

資料3 耐震関係年表 ~戦後の大きな被害を出した地震~ ———

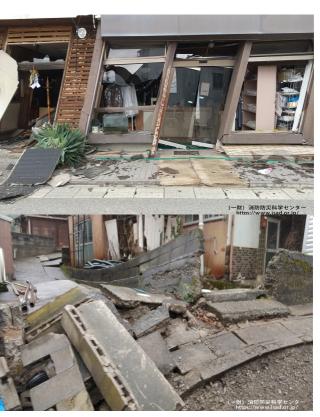
				人的被害(人)		住家被害(棟)			
発生年	月日	地震名等	マク゛ニチュート゛	死者	行方 不明者	全壊	全焼	流出	計
1946 (昭和 2	1) 12/21	南海地震	8.0	1,330	113	11,591	2,598	1,451	15,640
1948 (昭和 2	3) 6/28	福井地震	7.1	3,769	-	36, 184	3,851	-	40,035
1949 (昭和 2	4) 12/26	今市地震	6.4	10	-	873	-	-	873
1950 (昭和 2	5)	建築基準法制定							
1952 (昭和 2	7) 3/4	十勝沖地震	8.2	33	-	815	-	91	906
1961 (昭和3	6) 2/2	長岡地震	5.2	5	-	220	-	ı	220
1962 (昭和 3		宮城県北部地震	6.5	3	-	369	-	ı	369
1964 (昭和3		新潟地震	7.5	26	-	1,960	290	ı	2, 250
1968 (昭和 4	3) 2/21	えびの地震	6.1	3	-	368	-	ı	368
1968 (昭和 4	3) 5/16	十勝沖地震	7.9	52	-	673	18	-	691
1971 (昭和 4	6)	建築基準法施行令改正 (旧耐震基準)	・RC 造:柱 ・一体の R			化			
1974 (昭和 4	9) 5/9	伊豆半島沖地震	6.9	30	Ī	134	5	ı	139
1978 (昭和 5	3) 1/14	伊豆大島近海の地震	7.0	25		94		ı	94
1978 (昭和 5	3) 6/12	宮城県沖地震	7.4	28	-	1,383	-	1	1,383
1981 (昭和 5	<i>(</i>)	建築基準法施行令改正	·構造計算	へのじ	ん性の導	入			
1981 (哈和 3	0)	(新耐震基準)	·木造:基	礎の緊縛	店、壁量計	算の見直	重し 等		
1982 (昭和5	7) 3/21	浦河沖地震	7.1	-	1	13	-	I	13
1983 (昭和 5	8) 5/26	日本海中部地震	7.7	104	-	1,584	-	1	1,584
1984 (昭和 5	9) 9/14	長野県西部地震	6.8	29	-	14	-	1	14
1987 (昭和 6	2) 3/18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	-	-	-	_	-
1987 (昭和 6		千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	-	16	-	1	16
1993 (平成!	5) 1/15	釧路沖地震	7.5	2	-	53	-	-	53
1993 (平成!	5) 7/12	北海道南西沖地震	7.8	202	28	601	-	1	601
1993 (平成!		東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	-	-	-	-	-
1994 (平成 (5) 10/4	北海道東方沖地震	8.2	_	1	61	-	-	61
1994 (平成 (5) 12/28	三陸はるか沖地震	7.6	3	1	72	-	-	72
1995 (平成)		兵庫県南部地震(阪神·淡路大震災)	7.3	6, 434	3	104,906	7,036	-	111, 942
1995 (平成 '	")	建築物の耐震改修の 促進に関する法律の制定	・特定建築物所有者への耐震診断・改修の努力義務 ・耐震改修計画の策定による建築基準法の特例 ・耐震診断・耐震技術指針の国による提示 等					务	
2000 (平成1	2)	建築基準法施行令改正 (2000 年基準)	・地盤に応・柱や筋交・耐力壁の	をいの接	合部に金	物の取り		手	
2000 (平成1	2) 7/1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1		15	_	-	15
2000 (平成1	2) 10/6	鳥取県西部地震	7.3	_	-	435	_	_	435
2001 (平成1	3) 3/24	芸予地震	6.7	2		70	_	_	70
2003 (平成1	5) 7/26	宮城県北部を震源とする地震	6.4		-	1,276		-	1, 276
2003 (平成1	5) 9/26	十勝沖地震	8.0	-	2	116			116
2004 (平成1	6) 10/23	新潟県中越地震	6.8	68	Ι	3, 175	-	ı	3, 175
2005 (平成1	7) 3/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	-	144	_	ı	144
2007 (平成1	9) 3/25	能登半島地震	6.9	1	-	686	_	_	686
2007 (平成1	9) 7/16	新潟県中越沖地震	6.8	15	-	1,331	_	1	1, 331
2008 (平成 2	0) 6/14	岩手·宮城内陸地震	7.2	17	6	30	-	-	30
2008 (平成 2	0) 7/24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	_	1	-	1	1
2009 (平成 2	1) 8/11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	_	_	_	-	_

				マク゛ニチュード	人的被害(人)		住家被害(棟)			
	発生年月日		地震名等		死者	行方 不明者	全壊	全焼	流出	計
2011	(平成 23)	3/11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	死者	2年3月 19,729 <i>月</i> 121,996	、、行方不		559人	
2011	(平成 23)	3/12	長野県・新潟県県境付近を震源とする地震	6.7	3	-	73	_	-	73
2011	(平成 23)	6/30	長野県中部を震源とする地震	5.4	1	-	-	_	_	-
2012	(平成 24)	12/7	三陸沖を震源とする地震	7.3	1	-	ı	-	ı	-
2014	(平成 26)	11/22	長野県北部を震源とする地震	6.7	-	-	81	-	1	81
2016	(平成 28)	4/14~	平成 28 年(2016 年)熊本地震	7.3	273	-	8,667	1	ı	8,667
2016	(平成 28)	10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	-	_	18	1	ı	18
2018	(平成 30)	4/9	島根県西部を震源とする地震	6.1	-	-	16	-	ı	16
2018	(平成 30)	6/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6	-	21	ı	ı	21
2018	(平成 30)	9/6	平成 30 年北海道胆振東部地震	6.7	43	_	469	I	I	469
2021	(令和3)	2/13	福島県沖を震源とする地震	7.3	3	_	144	ı	ı	144
2022	(令和4)	3/16	福島県沖を震源とする地震	7.4	4	_	228	-	ı	228
2023	(令和5)	5/5	能登半島沖を震源とする地震	6.5	1	_	40	ı	ı	40
2024	(令和6)	1/1	石川県能登地方を震源とする地震	7.6	447	3	6,436	-	-	6,436

出典:令和6年版消防白書(総務省消防庁)、過去の被害情報一覧(総務省消防庁)等

■令和6年能登半島地震による被害の状況





出典:(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」

資料4 東京都における目標設定

■特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と道路機能確保に係るシミュレーション

〇 目的

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を義務付けた耐震化推進条例に基づく取組により、 沿道建築物の耐震診断実施率が97.7%(令和元年12月末時点)になり、路線ごとに建築物の 位置と耐震性能がほぼ把握できた。

緊急輸送道路としての機能を確保するためには、任意の地点に到達できるようにすることが 重要である。このため、特定緊急輸送道路全体を捉えた評価指標として、区間到達率及び総合 到達率を導入し、シミュレーションにより算出した。

〇 区間到達率とは

区間ごとの通行機能を評価する指標であり、当 該区間に都県境入口の過半から到達できる確率 をシミュレーションにより算出したものである。

<区間とは>

交差点や中央分離帯の開口部により道路を 区分した各部分をそれぞれ区間としている。

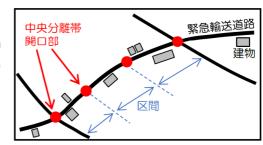
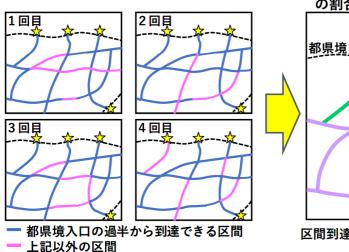


図9 区間のイメージ

<区間到達率の算出方法>

①シミュレーションを10000回実施



②都県境入口の過半から到達できた回数の割合を算出(三区間到達率)

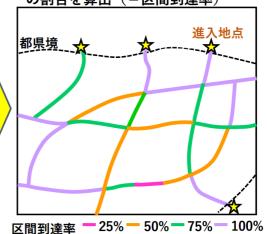


図10 区間到達率の算出イメージ

〇 総合到達率とは

特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したものである。

出典:東京都耐震改修促進計画 一部改定(令和5年3月)

〇 シミュレーションの設定条件

・地震強度:東京湾北部地震⁶や都心南部直下地震⁷の想定などから都全域を「震度 6 強」(最大速度 66cm/s) に設定

•倒 壊 率: 設定した地震強度における ls 値と建物倒壊率(被害率)の関係(林・鈴木ら、2000)⁸ を基に推定

使用する道路:東京都内の特定緊急輸送道路のみ

・進入地点:都県境入口の全51地点

建物の倒壊方向:前面道路に倒壊する確率を 1/2 として設定

• 中央分離帯及び交差点(中央分離帯の開口部)を設定



図11 使用する道路(特定緊急輸送道路)

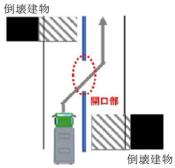


図12 通行イメージ

〇 シミュレーションの結果と目標設定

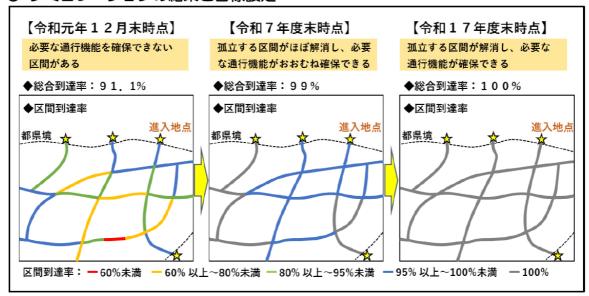


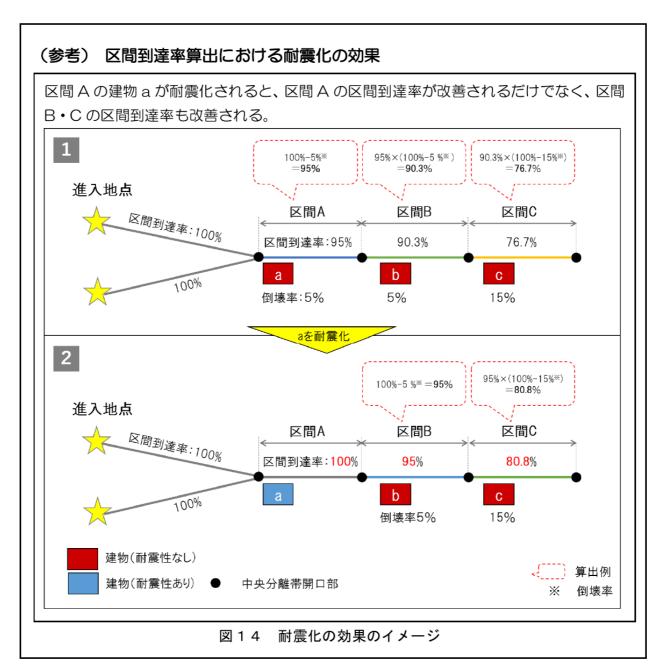
図13 特定緊急輸送道路沿道建築物の目標設定のイメージ

出典:東京都耐震改修促進計画 一部改定(令和5年3月)

⁶ 首都直下地震等による東京の被害想定、平成24年4月18日公表、東京都防災会議

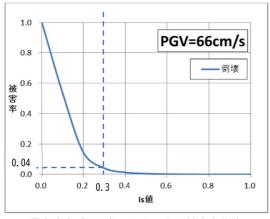
⁷ 首都直下地震の被害想定と対策について (最終報告)、平成25年12月、中央防災会議

⁸ 林・鈴木ら:耐震診断結果を利用した既存 RC 造建築物の地震リスク表示、地域安全学会論文集(2), 235-242, 2000.11)



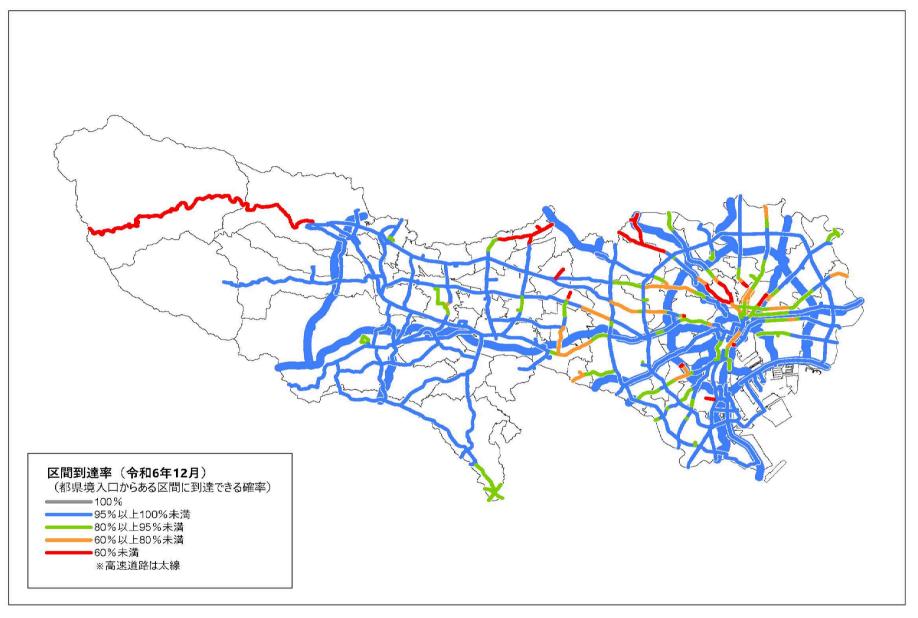
出典:東京都耐震改修促進計画 一部改定(令和5年3月)

【倒壊率】設定した地震強度におけるIs値と建物 倒壊率(被害率)の関係(林・鈴 木,2000)をもとに推定



最高速度 (PGV) =66cm/sの被害率曲線

出典:平成31年度東京都耐震改修促進計画 第2回検討委員会資料より抜粋

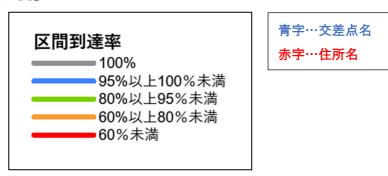


令和6年12月末時点

出典:東京都耐震ポータルサイト

世田谷区内の特定緊急輸送道路区間到達率95%未満の区間

【凡例】



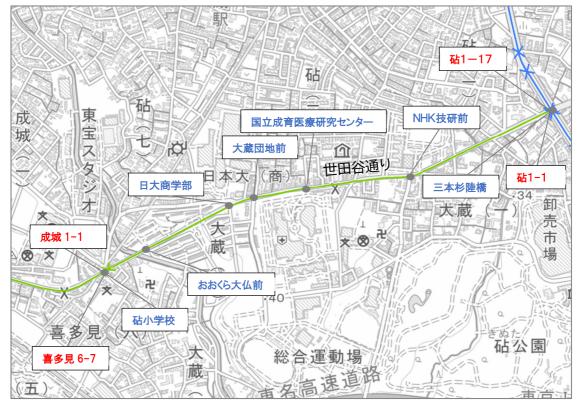
(1)世田谷区内の特定緊急輸送道路区間到達率80%以上95%未満の区間

①世田谷区役所通り

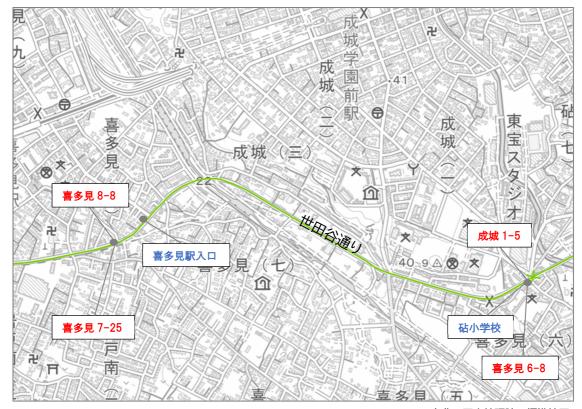


出典:国土地理院 標準地図

②世田谷通り



出典:国土地理院 標準地図



出典:国土地理院 標準地図

②目黒通り



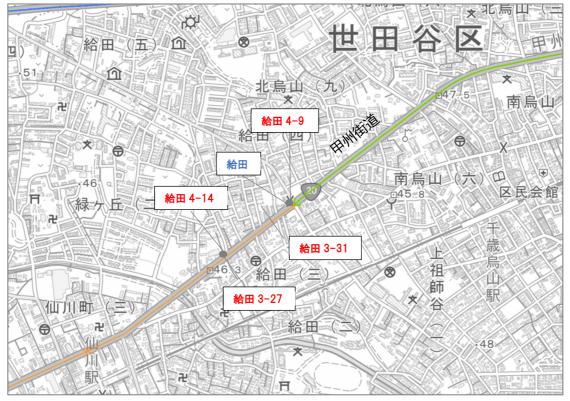
出典:国土地理院 標準地図

③甲州街道



出典:国土地理院 標準地図

(2)世田谷区内の特定緊急輸送道路区間到達率60%以上80%未満の区間 ①甲州街道



出典:国土地理院 標準地図

資料 5 東京都緊急輸送ネットワークにおける世田谷区内指定拠点一覧表 --

(→12ページ 緊急輸送道路・沿道耐震化道路 路線図中★印)

	1次				
種別	2次	施設名称	所在地		
	3次				
本部					
区市町村本庁舎	1	世田谷区本庁舎	世田谷区世田谷4-21-27		
主要初動対応			<u> </u>		
陸上自衛隊駐屯地	2	陸上自衛隊三宿駐屯地	世田谷区池尻1-2-24		
	2	陸上自衛隊用賀駐屯地	世田谷区上用賀1-20-1		
警察署	2	世田谷警察署	世田谷区三軒茶屋2-4-4		
言宗石		北沢警察署			
	2	北バ言宗者 工川数容異	世田谷区松原6-4-14		
		玉川警察署	世田谷区中町2-9-22		
N/01 T 40 T 410	2	成城警察署	世田谷区千歳台3-19-1		
消防方面本部·訓練場	2	第三消防方面本部	世田谷区三軒茶屋2-33-21		
消防署	2	成城消防署	世田谷区成城1-21-14		
	2	世田谷消防署	世田谷区三軒茶屋2-33-21		
	2	玉川消防署	世田谷区中町3-1-19		
災害拠点病院	2	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1		
	2	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1		
	2	日産厚生会玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1		
都薬剤師会医薬品・情報管理センター	2	世田谷区	世田谷区松原6-37-10		
医療用ガス販売業者倉庫	2	(株)世田谷酸素商事	世田谷区喜多見7-36-33		
保健所	2	世田谷保健所	世田谷区世田谷4-24-1		
大規模救出救助活動拠点		都立駒沢オリンピック公園(陸上競技場)	目黒区東が丘2丁目及び		
	2		世田谷区駒沢公園各地内		
	2	都立砧公園(野球場)	世田谷区弘公園地内		
	2	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵1-1-1		
医库松眼气拉。11730 双色就美味相	2	千歳清掃工場	世田谷区八幡山2-7-1		
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	2	都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	世田谷区駒沢公園1-1		
	2	都立祖師谷公園運動広場	世田谷区上祖師谷3-22		
	2	東京農業大学野球場	世田谷区桜丘1-1		
	2	二子玉川緑地運動場	世田谷区鎌田1地先		
ライフライン	1				
東日本電信電話(株)	2	東日本電信電話(株)砧ビル	世田谷区成城1-14-1		
楽天モバイル(株)	2	楽天モバイル(株)本社	世田谷区玉川1-14-1		
東京電力(株)	2	東京電力パワーグリッド(株)玉堤電柱置場	世田谷区玉堤2-4		
	2	東京電力パワーグリッド(株)渋谷支社	世田谷区新町3-1-3		
		世田谷事務所			
東京ガス(株)	2	粕谷ビル	世田谷区粕谷1-7-3		
	2	世田谷ビル	世田谷区新町3-1-9		
水道局支所等	2	水道局南部支所(桜丘庁舎)	世田谷区桜丘5-50-16		
輸送拠点			100000000000000000000000000000000000000		
区市町村庁舎等	3	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵4-6-1		
	3	国士舘大学	世田谷区世田谷4-28-1		
	3	ヤマト運輸(株)成城支店	世田谷区成城1-4-19		
	3	1/25連制(株)成城文店 用賀PA			
高速道路PA、SA		7.32 (7)	世田谷区		
<u>都中央卸売市場</u>	3	世田谷市場	世田谷区大蔵1-4-1		
備蓄	1 -		Twee series		
備蓄倉庫(直営倉庫)	3	北島山倉庫	世田谷区北鳥山7-1		
	3	船橋倉庫	世田谷区船橋4-41-17		

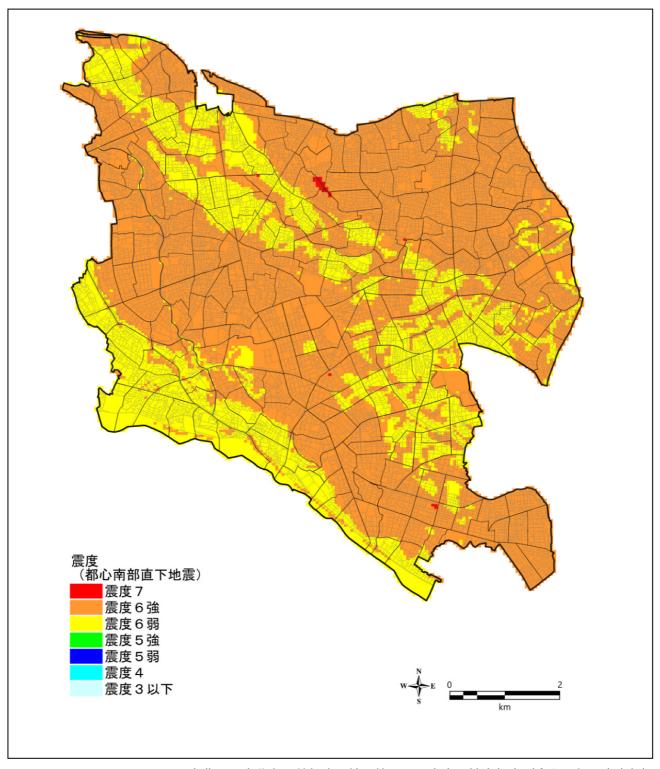
出典:東京都地域防災計画 震災編(令和5年度修正)別冊資料

第1次: 応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線

第2次:一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点(警察、消防、医療等の初動対応機関)を連絡する路線

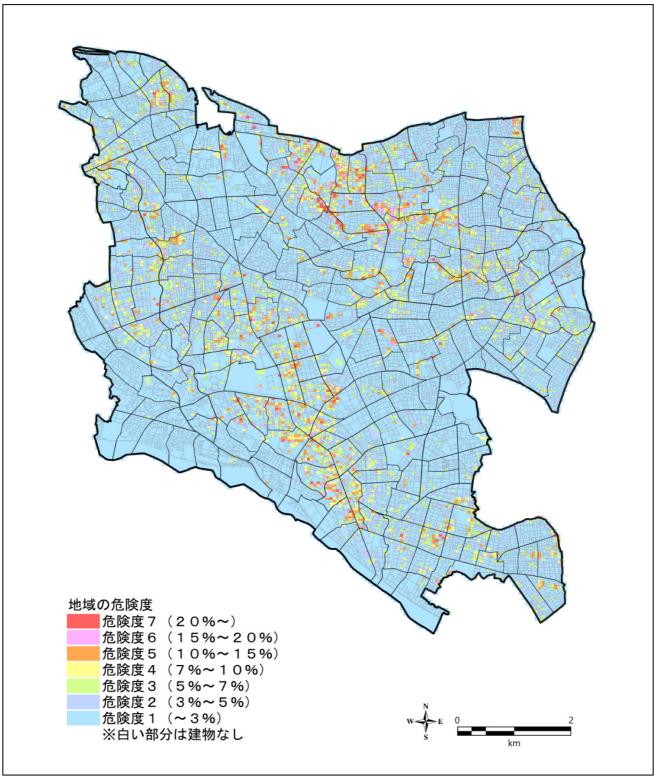
第3次:その他の防災拠点(広域輸送拠点、備蓄倉庫棟)を連絡する路線

資料6 世田谷区地震防災マップ(揺れやすさマップ)



出典:震度分布 首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年,東京都) 地図データ 令和3年度世田谷区土地利用現況調査

揺れやすさマップは、近い将来起こる可能性の高い都心南部直下地震(M7.3)を想定し、地表面の震度分布を50mメッシュ毎に表示したものです。



資料7 世田谷区地震防災マップ (地域の危険度マップ)

出典:震度分布 首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年,東京都) 地図データ 令和3年度世田谷区土地利用現況調査

地域の危険度マップは、「揺れやすさマップ」で想定する震度が発生した場合に、全壊する建築物の割合を50mメッシュ毎に示したものです。地域の安全性を示すものであり、建築物一つひとつの安全性を示すものではありません。

令和3年世田谷区土地利用現況調査等のデータを用いて作成しています。

資料8 各まちづくりセンターの担当区域ごとの新耐震と旧耐震の棟数 •

A7.1h		木				かかか		
名称	旧耐震	新耐震	2000年	総数	旧耐震	新耐震	総数	総数
池尻まちづくりセンター	832	431	633	1,896	276	1,057	1,333	3,229
太子堂まちづくりセンター	1,102	413	736	2,251	397	1,278	1,675	3,926
若林まちづくりセンター	1,152	771	1,033	2,956	317	1,421	1,738	4,694
上町まちづくりセンター	1,863	1,609	2,437	5,909	506	2,106	2,612	8,521
経堂まちづくりセンター	2,181	1,805	2,885	6,871	594	2,223	2,817	9,688
下馬まちづくりセンター	1,587	1,293	2,097	4,977	537	2,094	2,631	7,608
上馬まちづくりセンター	1,241	765	1,257	3,263	412	1,447	1,859	5,122
梅丘まちづくりセンター	1,245	1,398	1,671	4,314	287	1,540	1,827	6,141
代沢まちづくりセンター	859	804	1,008	2,671	250	961	1,211	3,882
新代田まちづくりセンター	1,240	1,165	1,388	3,793	358	1,458	1,816	5,609
北沢まちづくりセンター	1,132	721	878	2,731	285	1,185	1,470	4,201
松原まちづくりセンター	1,270	1,188	1,467	3,925	338	1,424	1,762	5,687
松沢まちづくりセンター	1,427	1,571	2,049	5,047	335	1,509	1,844	6,891
奥沢まちづくりセンター	1,223	952	1,902	4,077	345	1,143	1,488	5,565
九品仏まちづくりセンター	715	643	1,041	2,399	375	1,029	1,404	3,803
等々力まちづくりセンター	1,398	1,132	2,348	4,878	518	1,755	2,273	7,151
上野毛まちづくりセンター	1,196	917	1,981	4,094	486	1,614	2,100	6,194
用賀まちづくりセンター	818	662	1,691	3,171	460	1,294	1,754	4,925
二子玉川まちづくりセンター	726	535	1,183	2,444	337	1,069	1,406	3,850
深沢まちづくりセンター	1,895	1,640	2,981	6,516	695	2,077	2,772	9,288
祖師谷まちづくりセンター	1,304	1,100	2,048	4,452	287	1,421	1,708	6,160
成城まちづくりセンター	768	1,189	1,672	3,629	236	1,064	1,300	4,929
船橋まちづくりセンター	997	852	1,607	3,456	251	877	1,128	4,584
喜多見まちづくりセンター	1,575	1,357	2,327	5,259	306	1,154	1,460	6,719
砧まちづくりセンター	1,203	1,092	2,281	4,576	394	1,867	2,261	6,837
烏山まちづくりセンター	2,534	1,647	3,283	7,464	501	1,710	2,211	9,675
上北沢まちづくりセンター	1,140	858	1,342	3,340	251	837	1,088	4,428
上祖師谷まちづくりセンター	1,319	1,028	1,830	4,177	275	1,064	1,339	5,516
世田谷区全域	35,942	29,538	49,056	114,536	10,609	39,678	50,287	164,823

※上表中の用語について

木造

・旧耐震:昭和56年5月までに建築された建築物の棟数を集計

・新耐震:昭和56年6月から平成12年5月までに建築された建築物の棟数を集計

・2000年:平成12年6月以降に建築された建築物の棟数を集計

非木造

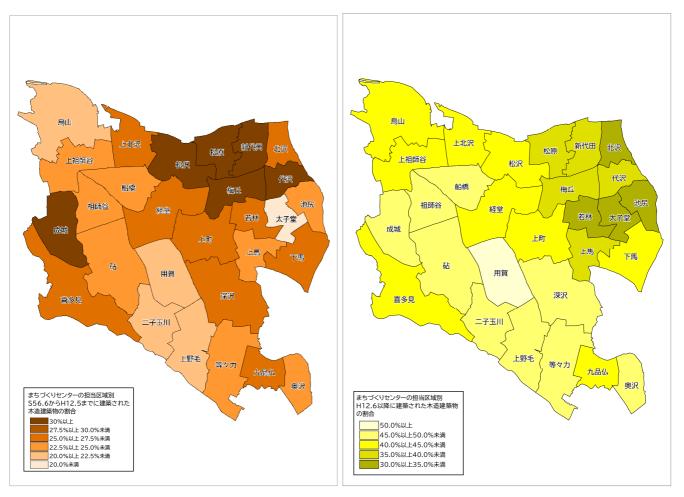
・旧耐震:昭和56年5月までに建築された建築物の棟数を集計・新耐震:昭和56年6月以降に建築された建築物の棟数を集計

令和3年度世田谷区土地利用現況調査を基に、旧耐震基準、新耐震基準、2000年基準(木造のみ)で建てられた建築物の棟数を集計したものです。なお、木造及び防火造を「木造」、 準耐火造及び耐火造を「非木造」として集計しています。

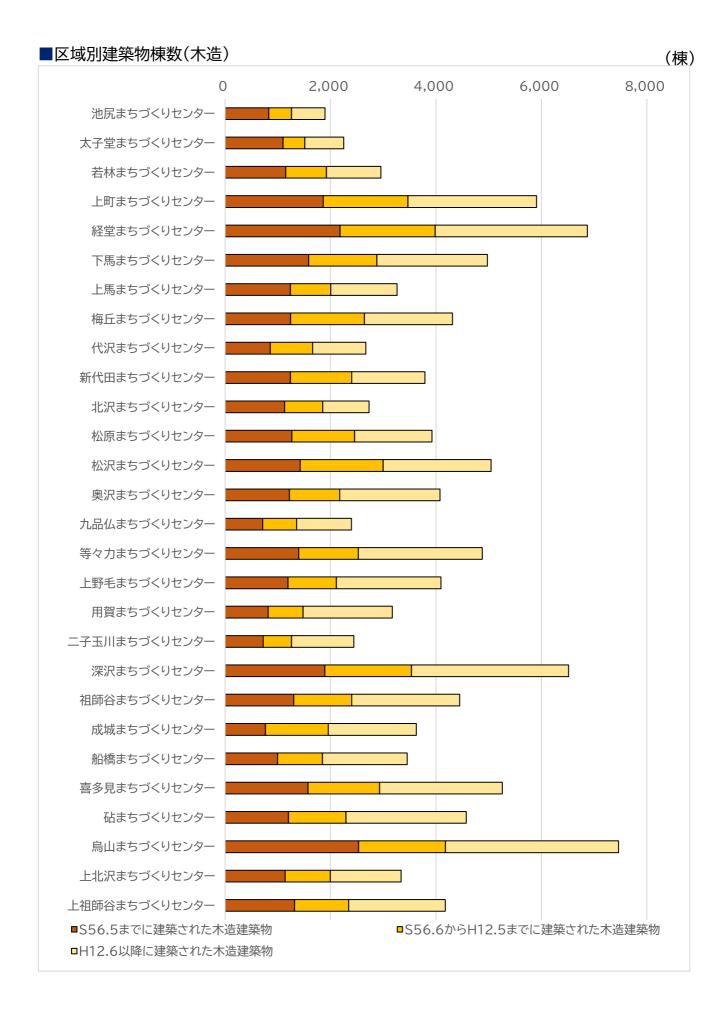
■区域別割合(木造)

(1) S 5 6.6からH 1 2.5までに建築 された木造建築物の割合

(2) H12.6以降に建築された木造建築物の割合



出典:区域別割合 令和3年度世田谷区土地利用現況調査をもとに作成 町丁目境界 令和2年国勢調査 地図で見る統計



世田谷区耐震改修促進計画 (素案)

令和7年9月

世田谷区 防災街づくり担当部 防災街づくり課

〒158-0094

東京都世田谷区玉川 1-20-1

TEL 03-6432-7177

FAX 03-6432-7987